平成19年第1回 利根町議会定例会会議録 第4号

平成19年3月14日 午前10時開議

1.出席議員

1	番	_	瓶	公	男	君		9	番	中	野	敬 江	司	君
2	番	光	平		泰	君	1	0	番	若	泉	昌	寿	君
3	番	高	橋	_	男	君	1	2	番	高	木	洋	子	さん
4	番	野	村	修	身	君	1	3	番	坂	本	孝-	郎	君
5	番	佐々	木	喜	章	君	1	4	番	岩	佐	康	Ξ	君
6	番	坂	本	啓	次	君	1	5	番	伊	藤	利	夫	君
7	番	今	井	利	和	君	1	7	番	会	田	瑞	穂	君
8	番	五十	嵐	辰	雄	君	1	8	番	飯	田		勲	君

1 . 欠席議員

なし

1.説明のため出席した者の氏名

町	長	井	原	正	光	君
総務課	長	福	田		茂	君
企画財	政課長	秋	Щ	幸	男	君
税務課	長	鈴	木	弘	_	君
町民生	活課長	木	村	克	美	君
健康福	祉課 長	師	畄	昌	巳	君
経済課	長	吉	浜	昇	_	君
都市建	設課長	飯	田		修	君
会計課	長	蛯	原	_	博	君
教育長		大	野	英	_	君
教育委	員会事務局長	野		善	男	君
水道課	長	飯	塚	正	夫	君

1.職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	野	田	富	雄
書記	清	水	敬	子

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 4 号 平成19年3月14日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1.本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

議長(飯田 勲君) おはようございます。

ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(飯田 勲君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

6番通告者、6番坂本啓次君。

[6番坂本啓次君登壇]

6番(坂本啓次君) おはようございます。

それでは、6番通告坂本(啓)、ただいまより一般質問をさせていただきます。

その前に、先ごろお亡くなりました川口県会議員の冥福を祈りたいと思います。 それと、彼は、死んでもまだ地域に県会議員を残さなくては困るということで、繰り上げ当選2日前に亡くなったということも、私は川口先生が、この地域に県会議員をなくしては地域の発展が得られないだろうと思う気持ちがそうさせたのかと思い、敬意を払うところでございます。

それでは、質問をさせていただきます。

1番目は、町長の公約について。

公約の中で「平成 18 年度に合併を実現させ、合併が達成できなければ2年でやめる」と言って町長になったはずだが、今のところ龍ケ崎市との合併は不可能ではないかと思われる。公約の2年が経過しようとしている現在、町長の進退責任を本人はどう考えているか、お尋ねします。

2番目に、防災・防犯について。

地域により防災無線が聞きにくいという一般町民の方からのご意見が、私のとこ

ろに来ております。そこで、当町といたしましては、防災無線の聞き取り調査など を何度かしたことがあるのかお尋ねしたいと思います。

それから、2番目としまして、通学路に防犯灯が新規に整備されているが、通学の関係ですごく喜ばしいことなのですが、その途中に赤色灯などのスイッチを置いてやっている各市町村があります。それは、何かあったときに、子供さんがそれを押して緊急性を知らせるという面で、物すごく効果があるということも聞いていますので、利根町ではそういうことを考えているかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、3番目に、これは松戸市などでは既に行われていますが、利根町役場の公用車を、パトロールカーのようなデザインにいたしまして町内を走らせると、それで防犯効果が高まるということを聞いております。最少の経費で絶大なる効果、それから、セーフティーの皆様方、各自治会団体の方が、日ごろより防犯に寄与して警防に励んでおられるところを見ますと、町の職員にもそういうのが自然に伝わるということで、ぜひとも実施していただきたいと思います。日ごろより地域の皆さんは、防犯に関しては関心があるところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

その点大きな2点と、中での3点について、町長及び担当課長より明快なご回答 をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長(飯田 勲君) 坂本啓次君の質問に対する答弁を求めます。 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) おはようございます。

それでは、坂本啓次議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、私の公約の件でございますけれども、一般質問の初日の 12 日にもお話したかと思いますが、私は、各地区で懇談会を開催いたしまして、住民の皆様方の生の声を聞いてまいりました。その中で多くの町民の皆様方は、合併は進めるべきだという声が大きい、そのように私は感じておりまして、議員のお考えとは大分違うようでございます。

私は、合併を進めよう、実現させようと、今、努力しているところでございます。 そのためにいろいろな障害といいますか、 垣根といいますか、 そういうものを取り 除くために少し時間を要しているだけでございまして、 合併は必ず進めるというこ とで今考えておるところでございます。

また、進退問題につきましては、さきに答弁したとおりでございます。

2 点目の防災・防犯につきましては、細かいことでございますので、課長から説明をさせます。

議長(飯田 勲君) 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長(福田 茂君) それでは、防災・防犯についてのご質問に答弁いたします。

まず、防災無線の聞き取り調査等を行っているかとのご質問でございますが、防 犯灯新設の際には音響調査を行って、それで新設しております。

また、防災無線が聞き取りづらいという苦情があった地域につきましては、毎年 点検の際に、音量を調節したり、それから、拡声器の向きを変えるなどの音響調整 の方を行っております。

しかしながら、放送する時点での気象条件や住宅の立地条件等によりまして、町内すべての家庭に万遍なく放送が聞こえるようにするには、非常に困難な問題がいるいるとございます。

次に、赤色灯など警報装置がついた防犯灯を設置する考えはあるかとのご質問で ございますが、ご質問のあった防犯灯につきましては、俗に言うスーパー防犯灯で、 正式名は街頭緊急通報システムということでございますが、これか、またあるいは 子ども緊急通報装置のことかと思います。

スーパー防犯灯は、警察署と直通のインターホン、それから、非常ボタン、赤色回転灯、防犯カメラが取りつけられている防犯灯でございまして、子ども緊急装置は、スーパー防犯灯から防犯カメラを除いた設備が取りつけられた防犯灯でございます。

現在、茨城県内ではTXつくば駅周辺にスーパー防犯灯 10 基が設置され運用されております。また、子ども緊急通報装置につきましては、水戸市立見川小学校区内に7基、それから、土浦市立土浦第二小学校区内に 10 基が設置され、運用されているということでございます。これらは犯罪多発地域と、また今後犯罪多発が予想される地域に、犯罪の抑止効果を期待して、いずれも茨城県警が設置して運用しております。

ご質問では、利根町でこのような防犯灯、またこれに類似したような防犯灯のことだと思うのですが、そういったものを設置する考えはあるかということでございますが、町単独でのスーパー防犯灯、また子ども緊急通報装置を現在設置するという考えは、今のところございません。

次に、防犯効果を上げるため、公用車の色を警察のパトロールカー色にしてはどうかというご質問ですが、パトロールカーの色は一般車両と緊急車両を区別するために、現在の白黒に統一されていると伺っております。緊急時のことを考えますと、やはり公用車をパトカー色にすることは、緊急時に紛らわしいということもありますし、余り好ましくないのでないかと考えております。

また、町内の防犯活動の取り組みでございますが、取手警察署、それから、利根地区交番を主体にしまして、セーフティマイタウンチームや防犯連絡員協議会、また各自治会による自警団やその他のボランティアの方々が、現在さまざまな防犯活動に取り組まれているところでございます。

おかげさまで、平成 18 年の町内の刑法犯の認知件数は 131 件で、平成 17 年の前年度の 190 件に比べて 59 件も減少しているところでございます。

これは、人口1万人当たりの発生件数であらわしますと、犯罪率が人口1万人当たり73.6件、これは茨城県内の最も犯罪率の低い大子町、こちらが人口1万人当たり53.1件で、2番目に低い城里町の67.6件に次ぎまして、県内では3番目に低い犯罪率ということになっております。

町としましては、警察への防犯パトロールの強化、そういった要望活動、また自主防衛の精神のもと、地域住民がお互いに協力して、そして住民相互による自主防犯活動の活性化、こういったものを図れるように、防犯キャンペーンなどの啓発運動を現在行っているところでございます。

議長(飯田 勲君) 6番坂本啓次君。

6番(坂本啓次君) 初めに町長の答弁ですが、なぜか、私がまるっきり合併に 100%反対みたいなことで回答しているわけでございますが、私は、合併に反対で はございませんので、再度認識してもらいたいと思います。

私は、利根町が合併するに当たり、利根町の将来性を考えた合併をしたいということでいるいろ注文をつけただけであって、何も合併してはいけないとか、そういうことを言ったつもりはございませんので、その点、町長の認識を変えてほしいと思います。

それと、町長におかれましては、2年で合併するという本当の公約を、私は余り 聞かなかったのですが、町民の方は皆さん聞いているみたいで、私のところにどん どんそういう意見が入ってくるので、再度、再度お伺いしただけでございますので。

町長の進退を、12日のときにはやめないと、私は合併するんだと、合併できると言ったので、それでは合併できるのかと思って楽しみにはしていますが、ただ、あなたの今までの態度を見ていますと、合併するに当たって、なぜ2回ぐらいしか龍ケ崎市の方に行っていないのかとか。そういう不審な点が私は感じるのですよ。物事を頼むとかお願いするとかの立場に立った場合には、再度、再度、この間も私の一般質問の中で言わせてもらいましたが、1年は365日あるのです。そういう日にちを考えたときに、100日ぐらいの誠意を見せれば、仕方ないと、無条件に近い合併かもしれませんけれども、じゃあ合併しましょうという回答が得られたかもしれないということを、私が考えるところでございます。

そういうことを無視して、利根町のスリム化、スリム化といい、職員を、希望退職だと言いながら、無理にやめさせているようなこともちらほら聞こえております。 ただ、経費節減であるかどうかということになりますと、決してそういうことではないと思います。 優秀な知能が抜けていくということは、町にとっても大きな財産がなくなる、経験と豊かさがなくなるということで、私は物すごく失望感を感じております。

そういう点においても、町長も 30 年も利根町職員としてやっておられたのです

から、職員のよさ、悪さ、それはさんざんご存じだと思います。それらを引き伸ば しながらやっていく、それが長たる者の使命であり、義務だと思います。長になっ たからには、その個人個人のいいところ、それを救い上げて町のために寄与させる という努力も、長たる者はやるべきだと私は感じております。

それもせずに、ただ私の意見にそぐわない人はやめてもいいんだよと、やめろとは言わないだろうけれども、やめてもいいんだよに近い言葉が聞こえるということが、非常に悲しいです。せっかく井原町長が誕生して、30年の経験を生かし、人材の豊かさを見きわめながらこの町を発展させるんだと思って、私は期待しておりました。ところが、ここで11人、12人とやめるということを聞いたときに、何だこれはと、井原町長らしくないのではないかと、私は本当に痛感し、頭を悩ましたところでございます。それだけに、あなたに期待する6,000人、7,000人の人がいたのです。それは、合併とともにあなたなりの経験を生かし、町の運営をしてくれるのだろうと思い選んだのだろうと思います。にもかかわらず、合併の努力は年に2回しか行かない。それと、せっかく有能な人たちの人材を切り捨てる。そのような無情なやり方をしていいのだろうかと、私はつくづく井原町長の見識を物すごく心配するところでございます。

やはり、悪いところもあり、いいところもあるのが人間でございます。その点を生かし、人材をうまく生かすのが上に立つ人の力でもあり、力量だと私は思うところでございます。

たまたま、私はあなたを選んではいませんでしたが、なったからには町長でございます。あなたを選ばなかったほとんどの人も、あなたを町長として認めているのです。町長になったからには、すべての親なのです。親は、すべて家族、子供に関しては同じような力を見て、いいところ、悪いところはっきり出させる。そういう精神で運営をしていってほしい。だからこそ我々議員の中でも、あなたに反対した人は多数います。でも、それはそれなりに自分の主義主張でやっているものでございますので、そこらは余りいろいろな判断材料にしないで、もっといい面をとり、一枚岩でいけるような状態をつくっていただけるなら、我々議員は決して一丸となることはやぶさかでないと私も信じており、皆さんも協力すると思います。

それから、経費節減と言われるならば、みずから辞職し、今後の統一選挙の中に自分を入れ、新たに2年後に行われる自分の選挙に1,000数万円の金を使われるならば、ここで一緒にやり、経費を節減しようという努力も私はあっていいのかなという考えで、あなたにはできれば辞職してほしいという希望で、あなたの再度のお答えを聞きたいと思います。

それから、防犯に関しては、総務課長より懇切丁寧にやっていただきました。ただ1点だけ気になることは、パトロールカーは目障りだ、混乱を招くと言われましたが、あれは決して混乱を招くとは、私は考えておりません。混乱を招くならば、松戸市の中は混乱だらけです。決して松戸市の中は混乱しません。整然としており

ます。だからこそ、いいことはまねる。物まねは嫌いかもしれませんが、私は物まねが大好きで、いいことは物まね、悪いことはまねないという人生の生き方をしているつもりでございます。だからこそ、できれば松戸市にならって、松戸市のいいところ、井原町長も前に、すぐやる課などなお結構なことだと言っていましたが、松戸市が最初にすぐやる課をやったのですから。あれは違いますか、私の認識不足かもしれないけれども、松戸市にもすぐやる課がありますので、そういうこともあって、いいことはまねる、悪いことはまねないという路線で利根町もやっていただければ、財政難であろうとも、頑張っていけるまちづくりができると思いますので、今後ともよろしくお願いします。

1点だけ、町長の辞職勧告ではございませんが、辞職していただけるかどうかの 回答だけいただいて、質問を終わらさせていただきます。

議長(飯田 勲君) 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) 坂本(啓)議員からいろいろお話をお聞きいたしました。まず、ちょっと議員は狭義に考えておられるようですね。職員を私が強制的にやめさせるとか、やめたとかという問題ではないのですよ。町、町民 1 万 8,000 人の暮らしをいかにするかということで、皆さん方に町の行革プランを示したのです。なぜそのときに言わないのですか。ちゃんと議会でもかけたでしょう。あのときに一言も言っていなかったですよ。職員の数字も、ちゃんと目標額としてのせたのですよ。希望退職ですからね、公務員は首を切れないのですよ、残念ながら、本人の意思でないと。

そういうことを、ただ感じただけで。話を聞いていると、いかにも町民の皆さん方は、ああ坂本(啓)議員はいいこと言っているなと思うかもしれませんけれども、町全体のことを考えていれば、あなたの考えはナンセンスなんだ、私から考えれば。私は1万 8,000人のためにやっているのですよ。

しかも、公務員をそんなに強制的に、あなたやめなさいよなんて言ったことは、 私は一度もありませんから。ただ希望退職をとっただけですから。その辺、よくお わかりいただきたいと思います。

それから、龍ケ崎市の市長との話ですが、表向きはこんなものですよ。公式には。相手が会ってくれなければしようがないのですから。 時間帯というのがあるわけですから、 8 時半から 5 時 15 分か 5 時 30 分まで、その間に電話を入れて会ってくれなければ、これはしようがない。 あとは時間外に会うしかないのですよ。

6番(坂本啓次君) 会ったことは聞けなかったよ、その前に……。

町長(井原正光君) いやいや、その前からちゃんとお話はしてありますから。 この場で。よく聞いておいてください。

そういうことで、合併については、私も進めていると、一生懸命やっているということをご理解いただきたいと思います。

それから、私の進退問題ですか。これにつきましては、12日にお話したとおりでございまして、次回の選挙費用云々というのは、次回の選挙費用は私はかからないと思うのですよ。合併すれば。そういうことで、端的に考えるのではなくて、全体的なことを考えてやっていただきたい。

それから、あなたの合併に対する構想、いろいろなチラシの中でも見ましたけれども、私は龍ケ崎市としたいと言っているのです。あなたは、龍ケ崎市以外のところも含めてやりたいと、そう言っているのでしょう。そこにまた違いがあるのです。ですから、確かに広域でやることはいいのですけれども、それは時間がかかるし、なおさら障害が起きるでしょう。それはあなたの考えなのですよ。私は龍ケ崎市とやろうと言っているのですから、その方向で皆さん方も協力してください。

議長(飯田 勲君) 6番坂本啓次君。

6番(坂本啓次君) これで終わりにしようと思ったのですけれども、町長が余りそうやって言うので、もう一度聞きたいみたいですから、私の質問をもう一度再度してみたいと思います。

私が言うのは、違うのよ、あなたが努力しているのはわかる。だけど、龍ケ崎市とのことは不可能に近いんじゃないかなと私は考えるから言うだけであって、あと私のマニフェストではないけれども、私の言っていることは、地域を広域化するということは、これは最後の手段で仕方ないのかなという言い方で私は言っているのです。22 年以降はそういうことかなという形で言っているだけであって、あなたの今までの努力に対して批判しているだけであって、先ほど言ったように電話かけたらと、電話ぐらいでは話にならないですよ。電話だったら私でもできます。あなたの顔を見せることなんです。努力というのは、そこなんですよ。電話なんてどこだって、アメリカからだって電話はできるんだから。電話じゃないんですよ、言っているのは。

やはり誠心誠意というのは、アポイントのとり方をもっと真剣に、低姿勢の形で、本当に合併したいんだと、私は合併を叫んできた町長なんだから頼むというような、誠心誠意のところを見せたかということを私は聞きたかっただけで、それが見えていないと。私は向こうの市議会の方々からもいろいろ話を聞いていますが、そういう態度であるということを聞きましたので、それは井原町長が少し努力が足りないのかなということで言っただけであって。

それと、経費の問題がどうのこうの云々と言いますが、これは当然だれだってそうですよ。人事権があるのにやめろなんて言えるわけがない。ただ、やめた方がいいんじゃないのというような、オブラートで包んだような言い方で言ったのかなというところを危惧して言っただけであって、決して私はその場にいたわけではないので、井原町長が、あんたもうやめろとか、そう言ったということは、私もそんなことあり得ないと思っていますよ。そんなこと、ばかでない限り言わないはずですから。

ただ、町長の一言で、町長がばかだなと思ったことが一つあるのですよ。防災関係である懇談会に行って、「町民の皆さん、緊急時には土手に逃げればいいですよ」と言ったらしいですね。皆さん中学校の問題で、危険場所として中学校が災害の避難所になるので、そこに逃げるのでとっておいたらいいと言ったら、いや、いざとなったら町民の皆さん、土手に逃げればいいんですと。土手なんて、そのときに雨は降っているだろうし、夜かもしれない。風雨の中で、そうしたらネズミでもへビでも上がってきて、ヘビと同居するのですか、皆さん。そんな状態のところに町民の皆さん逃げなさいと言っているような認識の甘さが、私、防災に関して、不自然なことを言うな町長にしてはと。それは私本当に不思議だったのです。だから、言いたくなかった、それが出ちゃうと悪いかなと思って言わなかったんだけれども、余り私のところを言われたので、私それ言いたくなっちゃって、私もばかかもしれないけれども、あなたもばかですねということで、言いたくなっちゃうのですよ、本当に。

それはまさに、言葉としては町長たる人の言う言葉ではないですよ。やはり、そのためにも中学校の統合問題に関して、皆さんにはご協力をいただきました。でも避難場所として確保しますというような形でとっておきたかった。それで、体育館その他は、緊急時の場合には皆さんにご利用させていただきますので、その点は…

... 0

議長(飯田 勲君) 坂本(啓)議員、ちょっと通告の質問から外れて。

6番(坂本啓次君) いや、防災に入った、防災、防災。

議長(飯田 勲君) 防災ではなくて防犯。

6番(坂本啓次君) 防災・防犯だよ、これ最後に入っているから。

議長(飯田 勲君) 防災も入っているの。

6番(坂本啓次君) 入っているよ。防災・防犯だから大丈夫だよ。議長あわてるとだめだよ。ゆっくり、時間はあるのだから、33分もあるのだから。

その点で認識が甘いのかなと思いまして、防災のことに関しても不安を感じ得なかったので質問しただけであって、今まで、確かに私も総務課の人が一生懸命方向を書いているということは、私も見ております。だから、やっているのはわかっていたのです。でも、再度の認識を町長にも高めてほしかったのですよ。土手に逃げるという話は全くおかしいですから。それだけ言っておいて、質問を終わらせていただきます。

町長、その点に関して、公的に懇談会に出したのを心から謝る意味で、どのくらいの気持ちでいるか、今現在の心境をお聞かせください。

議長(飯田 勲君) 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) 合併については、不可能に近いとか何とかと、そういう問題ではないのですよ。合併を進めるのですから、そういう不安をあなた方が言うこ

と自体がおかしいのですよ。不安を住民に、そういうあおる行為そのものが、あなたのミスなのです。私は進めようとしているのですから。ですから、そういうことで認識していただかないと困る。

それから、龍ケ崎市の市長へ電話でどうのこうのと、私は時間をとるための、アポをとるための電話なのですから。あなたが言うように、電話でどうのこうのと話をする。そういう意味を言っているわけではないのですよ。そういう、ところどころの部分をピックアップして自分なりに早とちりして考えてもらっては困るということですよ。

それから、もう一つは、堤防の件、災害の件。これは利根町というのは低湿地帯ですから、いざ仮に、今、地球環境がこういうものですから、悪化していますから、いつ大雨が降るかわからない、集中豪雨が来るかわからない。もしも利根川の堤防が切れたときには、どこに避難するかという問題なのですよ。1万 8,000 人が避難する場所がないのですよ。ですから、この布川台、ここが中心となるでしょうけれども、それ以外には堤防しかないと。堤防も避難場所の一つであるということを申し上げたのです。

感じませんか。風が吹き雨が降る、当たり前ですよ。みんな、校舎や何かの建物の下には潜れませんから、そういう高台に避難するしかないのです。そういうことも一つの方法だということで申し上げたわけです。ご理解いただきたいと思います。 議長(飯田 勲君) 坂本啓次君の質問が終わりました。

7番通告者、8番五十嵐辰雄君。

[8番五十嵐辰雄君登壇]

8番(五十嵐辰雄君) 去る3月8日、県会議員川口三郎氏の訃報に接し、心より哀悼の意を表します。

それでは、7番通告、8番五十嵐辰雄でございます。

通告に従いまして、次の3点を質問いたします。1番ですが、龍ケ崎市との合併はいつになるのか。2番ですが、町民と協働によるまちづくりの進め方について。3番、商工金融の中で主として自治金融制度と振興金融制度についてでございます。以上3点を順を追って町長にお尋ねをいたします。

まず1番ですが、最初に、龍ケ崎市との合併はいつになるのかお伺いします。 合併については、4人の議員から質問が出されております。町長から答弁がありましたけれども、重複する点もあると思います。

1としまして、ちょっと話は古くなりますが、「広報とね」の1月号、新年号でございますが、その中で町長のあいさつ文にこのように書いてありますが、かいつまんで申し上げますと、本当の要点でございますが、「龍ケ崎市との合併については、龍ケ崎市長に面会を申し入れたと。そして総務大臣、並びに茨城県知事にも要望したと。早期合併を柱に全力で町政運営をする決意」と、このように述べております。

多分新年号ですから、原稿の締め切りは 12 月中に出ていると思います。既にそ

れ以来、3カ月以上たっております。町長は、龍ケ崎市長、それに総務大臣、そして県知事にどのような申し入れをしたのか。その後どうなったのかお伺いします。

非常にこれは町民に関心の高いところでございます。先ほどの坂本(啓)議員の質問にもありましたように、町長の言っている町民の期待する合併ですが、それが実現できないのは何かハードルとか障害物があるのではないかとか、その障害物を除くのが一番合併の早道でございます。ここで具体的にどういう障害物があるかどうか、そういうものを町長から二、三の例を挙げて明快にご答弁をお願いします。

それから、もう一つ、茨城県の市町村合併推進審議会がございますが、それにつ いて一つ質問いたします。

この茨城県の合併については、町長の努力もさることながら、もう一つ大事なことは、茨城県としましては今現在の合併新法ですが、この法文の名前は、市町村合併の特例等に関する法律です。それによって茨城県では市町村合併推進審議会が設置されております。これまで4回ほど審議されました。その審議内容についてどうか、非常に関心が高いところでございます。その中で町長に対して、茨城県市町村課の方からヒアリング等があったように聞き及んでおります。町長の知り得る範囲で結構でございますが、1回、2回、3回、4回までの茨城県市町村合併推進審議会の審議内容の概要を、知っている範囲で結構ですからお願いいたします。

2番でございますが、町民と協働によるまちづくりでございます。

今、役場の方としましては、行政改革集中プランや財政健全化プランについて、 役場全職員でこれに取り組んで、恐らくこの1年間というのは、町長の指揮命令系 統で全職員財政改革プランに、仕事と並行してそれに没頭していると。それに 100%エネルギーを消耗しているという感じを受けてなりません。人口の減少に負 けない豊かで元気なまちづくりについて、町長のまちづくりの方向性についてお示 しをください。

それから、3点でございますが、商工金融でございます。

これは、町の方としましても、商工関係に対する施策は金融政策ぐらいしか具体的にありません。その中で自治金融制度と振興金融制度がありますが、これについて順を追ってお願いします。

自治金融制度、それから、振興金融制度についての概要とあっせんの方法ですね。 これについてお尋ねします。

それから、内容がちょっと細かくなりますが、自治金融と振興金融制度の保証債務残高、それに現在延滞債権はどうであるか。それから、代位弁済した金額ですが、現在の代位弁済の金額と、これは求償権の残高と申しますが、求償権の残高ですね、それから、代位弁済については利根町の業種別の代位弁済の件数と現在残っている求償権の残高、これをお願いします。それから、代位弁済のしてからの債権の回収額、それもお答えください。

続きまして、今、町の方では毎年予算の中で本人が払うべき信用保証料、これは

保険料でございますが、これすべて町の方で 300万円以上の保証料を補給しておりますが、これは決算書で結構でございますが、決算書について、過去3年間の保証料の補給の金額ですね、それもお願いします。

それから、これは私もちょっと理解していないのですけれども、決算書の金額を見ますと、信用保証協会に拠出しております資金の内訳ですね。その中で出捐金と寄託金という二つの資金のたぐいがございますけれども、その拠出する目的、内容についてお尋ねします。

以上で1回目を終わります。

議長(飯田 勲君) 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) それでは、お答えをいたしたいと思います。

まず、龍ケ崎市との合併の件でございますけれども、障害となるものなどなど、現状と問題点につきましては、これまでも一般質問の中で少し触れてきたかと思いますし、また、議員も認識していると思うのですね。すべて、合併協議会委員という立場で実際に中にいて、それで町の代表として合併を進めてこられた方でございますので、そういうことから、何が問題点で、何が障害となっているかということについては、よくご存じかとも思います。後でちょっと一つぐらいは触れてみたいと思います。

次に、市町村合併推進審議会の審議内容でございますけれども、4回ほどの内容についてということでございますが、手元に審議内容の資料を持っていませんので、 ちょっと答弁しかねますので、後で取り寄せて、もしあれでしたら、まとめて配付 してもよろしいかと思っております。

12月にも、この審議会の交渉対象市町村の組み合わせの審議を行っているということで、お話を申し上げましたけれども、この組み合わせの素案が先月2月の 19日に審議されたわけでございますが、内容が非公開ということで私どもにまだ来ておりませんので、はっきり申し上げることはできません。ただ、今後の審議会のスケジュールを県の事務局に確認いたしましたところ、今後2回ほど開催されると。それで、2回で終わりだということで ございますので、あと2回開催する中で枠組み等が知事の方に答申され、知事の権限が我々市町村の方におりてくるのかなと、指導があるのかなと期待をしているところでございます。そういうことで、今後は知事に助言、調整などを指導していただきまして、早期に合併ができるように、私といたしましてもいろいろと行動させていただきたいと思っております。

それから、この質問の中に、「合併推進審議会で審議した内容と、地域における意見交換」という言葉の中で、「町長は何を具申するか」という、今の質問の中と、この文面ちょっとずれているかと思うのですが、先に出されたものについて触れておきたいと思うのですけれども、審議会での内容、まだ私どもの方に2月 19 日の県

の要綱がまだ届いておりません。承知していないので、その審議会の内容が手元に届いてから、早急に検討したいと思っております。

何を具申するかということでございますけれども、これはもちろん町の方向性、今後、利根町の住民の方々が合併をするに当たって、この地域で住む我々がどのように生活していくかという、その計画をまず示さなければならないと思うのです。今までも合併協議会の中で龍ケ崎市の計画、利根町の計画をすり合わせた中で、合併協議会で審議してきたと思うのですけれども、今度は新たに町の振興計画を早急につくって、改定をしながら龍ケ崎市とのすり合わせをしていく、そのような方向にもっていきたいと思っております。

それで、障害となることの具体的な例ということですけれども、具体的であるかどうかはちょっとあれなのですが、これまでの龍ケ崎市・利根町合併協議会の状況を議員もよくご存じだと思うのですけれども、龍ケ崎市では、この協議会が解散になっているのですね。利根町ではまだこれが存続している。ということは、龍ケ崎市・利根町合併協議会はいまだ存続している状況になっていると、私は認識しております。これは双方の議会で話し合って、双方の市と町と同日にこれをもう一度解散なり、また新たに設置するなりという、議会の議決も必要だと思っております。

よく龍ケ崎市との話し合い、話し合いと言いますけれども、私と市長が話をするのは、公ですから個人とは言えませんけれども、表に伝わらないといいますか、住民の声が伝わらないといいますか、合併協議会を設置した中で話し合いをしていくのが合併を推進する話し合いだと思うのです。正式には。ですから、私はその合併協議会を設置する前の段階での準備で、市長とお話させていただいているということです。ですから、その中で県の合併推進審議会の意向が大変大きなウエートを占めるのではないかということで、今考えているということでございます。

そのほかに細かい障害となる件云々はありますけれども、それはこの場では少し申し上げないでおきたいと思っております。

それから、2番目の町民との協働によるまちづくりの件でございますけれども、 行政と町民が地域での連携を深めて、それぞれの役割を持って、行政のさまざまな 分野で協働してまちづくりをしていくということが今後の方向づけになるかと、私 は思っております。現在、町のホームページ、あるいは広報等で、地区の懇談会で の町の政策など情報を提供しております。

それから、地区懇談会などで多くの町民からいただいた意見、提言などは、もちろんこの政策に生かしていくことでございますけれども、町民が活動するに当たって支援をしていかなければいけないと、私は思っております。その辺も早急に検討していかなければならないと思っております。そういう中で町民の活動を積極的に活用することによって、町の活性化を図っていかなければならないと思っております。最終的な計画といたしましては、やはり振興計画の中で、これをうたっていか

なければならないというのが基本だと思っております。

ですから、再三申し上げておりますように、合併とまちづくりの振興計画とは密接なかかわりを持っておりますので、合併を進めると同時に、町としては住民とともに、もちろん議会の皆さん方もご協力いただくことになるのですが、町の方向性を示す振興計画を早急に作成しなければならないと考えております。その中で、農業、商業、あるいは健康づくり等を的確に示していかなければならないと考えております。

次に、商工金融の件でございますけれども、利根町の制度金融は、利根町内の中小企業事業者に対する事業資金の融資、それから、保証のあっせんを行っております。融資あっせんに関しましては、町の規則によりまして、町の商工会長に融資保証あっせんを委託しております。それで、あっせん審査機関として利根町中小企業事業資金あっせん審査委員会を設置しておりまして、委員会において融資あっせん申込者に対して、返済能力や事業内容等について審査をしていただきまして、必要に応じ融資申し込み額の減額や保留ができるということで、審議させていただいているということでございます。

なお、2点目の保証債務残高、また保証協会に出資している資金等の内訳でございますが、この件につきましては担当課長から説明をさせたいと思います。

よろしくお願いします。

議長(飯田 勲君) 経済課長吉浜昇一君。

〔 経 済 課 長 吉 浜 昇 一 君 登 壇 〕

経済課長(吉浜昇一君) それでは、五十嵐議員のご質問についてご答弁申し上げたいと思います。

保証債務残高と延滞の債権、代位弁済については業種別に、また、その回収額、 それに保証料の補給の過去3年間の状況についてということでございますので、ご 答弁いたします。

保証債務残高については、16 年度末が 3 億 7,424 万 6,000 円、17 年度末で 3 億 3,124 万 1,000 円、それで、18 年度でございますが、18 年度は年度途中でございますが、今現在 3 億 2,259 万 5,000 円となってございます。この債務残高については、年度、年度でだんだん下がってくるような状況でございます。

また、延滞の債権につきましては、現時点で取り扱っている金融機関からの保証協会 に対する事故報告等の通知になりますが、これにつきましては4件で延滞金額が 233万 1,000円となってございます。

また、平成 16 年度からの代位弁済につきましては、業種別ということでございますので、16 年度がサービス業 2 件で 172 万 1,000 円、17 年度が建設業 2 件で 1,492 万 5,000 円、飲食業につきましては 1 件で 153 万 2,000 円、18 年度は建設業 2 件で 474 万 5,000 円、飲食業 1 件で 343 万 5,000 円、小売業 1 件で 365 万 7,000 円となってございます。

続きまして、代位弁済に伴う保証協会の回収状況ということでございますが、これにつきましては、保証協会の方に問い合わせをした結果でございますが、16年度で 365万円、17年度が 152万円、18年度で 230万円となっております。

また、保証料の補給についてということでございますが、町では資金の借入者の負担軽減を目的に、信用保証料の一部補給を行っているところでございます。その補給につきましては、金額については平成 16 年度が 669 万 999 円、17 年度が 327 万 2,907 円、18 年度は現在まででございますが、これにつきましては 341 万 145 円となってございます。

次に、3点目の保証協会に拠出してある資金の内訳で、出捐金と寄託金等についての内容でございます。出捐金につきましては、保証協会の財産的基礎を強固にし、信用維持のために重要なものであると認識してございます。 保証協会の債務保証を最終的に担保する基本財産は株式会社の資本金に相当するものであり、基本財産を構成する一部に出捐金がございます。 その中で町規則によりまして融資あっせん保証総額が出捐額の 80 倍まで定められてございます。 そういう中で、 平成 18 年 12 月末現在の出捐金の累計でございますが、 537 万 7,000 円となってございます。

次に、寄託金とは、町の保証協会間で締結された損失補償の寄託契約に基づいて保証協会に寄託するものでございまして、自治金融、振興金融の借入中小企業事業者が借入金を返済できなくなった場合に、保証協会は金融機関に代位弁済を行って、保証協会は中小企業金融公庫から代位弁済額の 70 から 80% 相当額を保険金として受領するわけでございます。その代位弁済額から保険金額を差し引いた額の 2 分の1 相当額について、損失補償寄託金から充当されることになるわけでございます。その後、保証協会が当該の債権を回収した場合には、回収金額のうち、町の損失補償割合で案分計算した額について、損失補償寄託金を増額するということでございます。

それで、今回補正予算で増額ということで、18年の補正で可決していただいているわけでございますが、今現在の寄託金としての損失補償寄託金の累計額でございますが、これにつきましては 343万円ということでございます。それで今回、補正の中で 32万円ほど補正させていただいた内容でございます。

議長(飯田 勲君) 8番五十嵐辰雄君。

8番(五十嵐辰雄君) それでは、2回目の質問をいたします。

まず、1番の合併問題ですが、今、町長から詳しく説明がありました。そういった状況については、私も合併協議会の一委員として審議したことがありますので、ある程度は理解しております。

まず、市町村の合併の特例に関する法律、これは平成 18 年 3 月 31 日をもって失効されました。そして、一応平成の合併というのは、この旧法では終わってしまったわけでございますが、今、国としては今度新たに新法ができたわけです。市町村の合併の特例等に関する法律というわけで、これは平成 18 年の 4 月から施行にな

りまして、時限立法だと思うのですが、これは何年間でございましょうか。

これにつきましては、前回の平成の大合併で、いろいろな問題等があって合併できなかった市町村に、もう1回合併を再考してもらいたいというわけでできたと思いますが、それで茨城県の方としましては、茨城県市町村合併推進審議会ができたわけでございますが、県の中でも龍ケ崎市、利根町あたりがいろいろな障害があって合併できなかったので、こういった新法で何とか県の方としても合併させたいと、そういう知事の思いがあると思うのです。

それから、議員の活動は個人個人の自由でございまして、全部全ての議員があっち向けということは、これは不可能でございますが、やっぱり日常の利根町議員の議員活動においても、今は選挙に近いものですから、そういったことを政策提言しておりますが、河内町を含めた合併、これを提唱している議員がいるように感じられます。そうすると、龍ケ崎市長と利根町長との考えでございますが、町長も 19年の町政方針演説で、町長の考え方を合併に至るまでには住民と行政と、それから、議会との軸足が変わっては困ると。やっぱり意思の統一、住民、行政、議会との一体化ということを井原町長が提唱しております。その足並みが乱れるようなことがあってはなかなか信頼関係が、障害をまたつくってしまっては、せっかく障害をはく努力をしても、ここで新たな火種が発生しては合併は遠のくという感じがいたしますが、ここで井原町長の軸足でございますが、あくまでも龍ケ崎市、利根町という1市1町という、基軸を変えないという自信のほどを、もう1回議会でひとご答弁いただければ幸いでございます。そうしますと住民も安心します。町長が議場で、ここではっきり明言すれば、住民の方も安心します。

続きまして、2問目でございますが、まちづくりです。これにつきましては、井原町長は利根町の基本構想、それに伴う基本計画、その下の実施計画、こういうまちづくりは三段論法でやっているわけでございます。今回、利根町のまちづくりに一番関係の深い、利根町振興計画審議会条例の一部を改正する条例が提案されております。これは、基本構想に基づく基本計画策定のための審議会委員の資格要件の改正でございます。

基本構想を決めるには、これは地方自治法に基づく議決事件でございます。基本計画については、議決案件ではございません。これは町長も十分にご承知と思います。ですから、基本計画をつくる場合には、議会の意思というのは反映されないような気がいたします。それで、合併についての茨城県市町村合併推進審議会の答申が秋口に出ますので、その答申にあわせまして、町のまちづくりの基本となるもの、基本計画をがっちりつくるとおっしゃいます。そして、議会の皆様のご協力をいただきながらということで、町長が先ほどここで答弁されておりますが、やはり基本計画をつくる場合に議会の議員とか、そういったものの意思が反映する機会がないのですね。町長も以前は議会人でございまして、大分議会重視ということを再三はっきり申しておりましたけれども、基本計画をつくる場合、このような審議会の委

員では、議会の意思の反映ということが全くないような感じがします。

ですから、議会は情報隠しに遭ってしまうと、そういう懸念があります。やっぱりまちづくりというのは、住民と行政、議会、この三者一体が一番理想でございます。そして、これはまちづくりに大きな関連性がありますので申し上げますけれども、今度の基本計画策定委員の資格要件ですが、これについては、いずれかに当てはまれば資格要件になります。それは、利根町に住んでいる者、利根町へ他市町村から通勤している者、それから、通学者でございますが、学生も委員になる資格がありますけれども、今、利根町には学校がないのですね。そうしますと、法人はだめと、個人であると。議会議員の参画する機会はないということでございます。

それから、もう一つ、これは町長の 19 年の町政方針でございますが、人口減少と高齢化に入り、本年は 2007 年度問題と称されると、いわゆる団塊の世代の退職が始まり、この団塊の世代の人口は 800 万人ともいわれ、本町でも約 1,500 人の方がおられますと。これを地域の視点でとらえますと、激動の社会の第一線で活躍されてこられた方々がお持ちの豊富な知識や経験を、新たな地域の資源として生かすことができると。こういう可能性があるということですね。町長は、団塊の世代の人たちの豊富な人的資源をまちづくりのためにどのように活用されるのか、その点もお伺いします。

それから、最後でございますが、金融関係でございます。

代位弁済というのは、この制度があるから代位弁済を受けても仕方ないと思うの ですが、やっぱり返済する努力をしないで、代位弁済という救済制度を受けるとい うことが、余り好ましくないと思うのです。それで、融資をする場合には、多分連 帯 保 証 人 が い る わ け で す 。 1 人 か 2 人 。 で す か ら 、 本 人 が 、 主 た る 債 務 者 が 払 え な い場合は、連帯保証人も払う義務があるのです。ただ信用保証協会の方に保険公庫 の方に全部頼まないで、やはりよく連帯保証人の固定資産とか流動資産、金銭資産 も入りますが、そういったものをよく調査しまして、保証人が払える能力があれば 払うように、融資あっせんをするのは融資あっせん審査委員会でやるようでござい ますが、あっせんしたら債権の回収まで資金あっせん審査委員会でよく検討して、 この人なら払えるのではないかとか、保証人でも町に住んでいる場合とか町以外の 人、いろいろケース・バイ・ケースがあると思うのですが、催告できる範囲にある 人は催告できるわけですが、遠方の保証人の場合には、電話連絡とか、それから、 文書でやってもなかなか時間がかかりますけれども、町の中に住んでいるような保 証人の場合には、資産状況、どういう資産を持っているか、現金資産とか固定資産、 そういった保証人も責任を持って保証債務の弁済をすることも良識の範囲と思うの ですけれども、これもやってほしいと思うのです。ですから、代位弁済というのは、 制度があるのだから悪いとかいいとかの判断はできないけれども、やっぱり悪い例 でございます。こういう悪い例がふえないように、ひとつ保証あっせん機関として も篤と注意してやってほしいと考えます。

協会の方では県全体の業種別代位弁済の額がありますけれども、先ほど経済課長が町の状況を、16年度はサービス業 2 件で 172万 1,000円とか、17年度は建設とか飲食業、それから、18年度は建設業、飲食業、小売業と細かな説明がありましたが、本当に悪い、あっても払わない人が代位弁済という制度の救済を受ける場合には、公表にまでいかないけれども、やっぱり資金あっせん審査委員会でよく内容を吟味して、調査して、催告とか催促はしてもいいと思うのです。保証協会とか、代位弁済の資金管理は協会ということになっておりますが、やっぱり全部で連携のいと、保証協会も今、水戸とか土浦にもあるようでございますけれども、土浦の人が県全体の保証状況を把握できないので、やっぱり代位弁済を受けた場合には、これは役場の一般の税金も、町税も代位弁済のパーセントに入っていますので、税金で代位弁済のカバーをしているのですよ。保証協会としては、保険公庫の方からも資金の注入はあると思うのですけれども、やはりそういう点もひとつ重ねて担当課長にお願いいたします。

以上で2回目を終わります。

議長(飯田 勲君) 暫時休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時25分開議

議長(飯田 勲君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) お答えを申し上げたいと思います。

まず、合併の件でございますけれども、私は、あくまでも龍ケ崎市一本で今後も 合併を推進してまいる所存でございます。

それから、特例に関する法律、これは新法の件で言われたと思いますけれども、新法下では余り財政支援がなくなってしまったというのは、議員ご承知のとおりでございますが、ちょっと簡単に申し上げますと、普通地方交付税での算定の特例について、少し特典といいますか、合併すると有利になるのかなという点だけだと思います。そのほか、合併推進債もいろいろ認められるところでございますけれども、事業名が少なくて、電算システムとか地域イントラネット、また、本庁舎、消防施設などに限られているということでございます。

この法律は、5年間の時限立法でございまして、17年の7月1日から平成22年3月31日までとなっております。

もう少し、通告時の件で前後して申しわけございませんけれども、申し上げれば、例えば平成 17 年度、18 年度に合併した場合は 9 カ年間。また、平成 19 年度、20 年度に合併した場合は 7 年間、平成 21 年度に合併した場合は、 5 カ年間の普通交付税の算定がえの保障といいますか、特例が適用されることになっております。

それから、先ほど合併推進審議会での今までの経過ということで、後で申し上げるということでございましたけれども、今、手元に届きましたのでちょっと簡単に申し上げたいと思います。

まず、第1回の審議会は平成17年12月22日に開催されておりまして、審議内容につきましては、合併の状況、新法指針の内容、それから、審議内容、今後のスケジュール、それから、構想に関する意見調査などを行って審議したと。この構想に関する意見調査につきましては、アンケート方式でする方向で、この第1回目で決まったようでございます。

第2回目につきましては、明けて平成 18年2月 16日に開催されておりまして、 市町村の現況及び将来の見通しについて。また合併推進に関する基本的な事項につ いて、それから、市町村長の今後は意見聴取をしましょうということで審議されて おります。

第 1 回目で審議されましたアンケート方式での結果等についての意見調査、結果なども審議されておるようでございます。

それで、市町村長の意見聴取でございますけれども、平成 18 年 5 月から 7 月にかけて、それぞれの市町村に、一町村、一町村全部県の職員が歩いて意見を聴取したということでございまして、私はそのときに、龍ケ崎市と一本でいくよということで申し上げたとおりでございます。

第3回目が平成 18 年 8 月 4 日開催されておりまして、さきに市町村長の意見の 聴取をした、その面談方式の結果などをこの審議会の中で報告されて、また審議さ れております。それから、合併を推進するために必要な組織等についても審議され ているということでございます。

そして今回、19年2月19日に第4回が開催されました。これは非公開で開催されておりまして、実は私ども非公開と聞きましたので、対象市町村の組み合わせがこの場で決まるのかなということで期待しておったのですけれども、聞くところによりますと、もう一度市町村長の意見を聞いてからということで、合併した市町村もありますから、そういったことでもう一度聞いたらどうかという意見が大勢を占めて、組み合わせが決まらなかったというお話を伺っているところでございます。

今後の予定、第5回、第6回と2回しか開催されないということでお話申し上げましたけれども、第5回、これ日にちは未定でございますが、構想対象市町村の組み合わせ案をつくると。それでパブリックコメントを実施するんだということで、答申案を、皆さんの意見を聞いて協議予定だというお話を聞いております。

それからもう一度市町村長の意見を再度、本当にどこどこと合併するのかということで、前の意見聴取と今回とということで、再度、最終的に我々の意見を聞くというような予定だと聞いておりまして、このときも私はさきに申し上げたとおりで、龍ケ崎市ということでお話をさせていただく予定でございます。

第6回審議会でございますけれども、県民からの意見募集等の結果、あるいは各

市町村長から聞いた合併構想案、考え方、それらをまとめて知事に答申をするということで、はっきりは申し上げられませんけれども、8月ごろまでには知事に対して答申がなされるというお話を聞いております。

ですから、ここで話を聞いていますので、今度は知事が合併協議会の権限を持つわけですから、市町村に勧告された場合に、それに対応すべく、私どもはこの町の基本構想をしっかりと考えていかなければならないということで、皆さん方にお話をさせていただいているところでございます。

それから、協働のまちづくりの件でございますけれども、振興計画の審議委員ですか、今度私役職を外しました。というのは、広く町民の皆さん方からということで、私は広く意見を聞き入れて町の振興計画、ちょうど 19 年に切れますので、この計画をつくっていきたいと。ですから、特にこの中で先ほども議員の方から出ましたように、団塊世代の皆さん方の意見を、今後この町に住んでいく中でどういうふうにしたらいいのかということを、各部門別に意見を聞きたいなと思っておるところでございます。

それで、議会では、議員が入らないとというご意見も出たかと思うのですけれども、これは、町の上位にある基本構想あるいは町の振興計画と、これは人口フレーム等、若草大橋等ができましたので、ある程度基本的なものも変える必要があるので、当然基本構想を変えることによって、議会の議員の皆さん方も、この構想についての意見、あるいはこの議会で審議をしていただくことになりますので、まるっきり議員を排除したわけではございません。ということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、商工金融の問題ですけれども、議員ご指摘のように、確かにこれは制度上どうなっているか、ちょっと担当の方に詳しく聞かないとわからないのですが、確かに保証人制度等の件は、基本的にどうなっているかわかりませんけれども、必要だなとは感じておるところでございます。これは悪用されては大変困りますので、例えば、私、公人でありますけれども、私が借りましては、何らかの理由で滞納というか、渋った場合には、やはりそちらの方にいってしまうということになりますから。そういうことになるので、この公人の場合は公表まで行くか、行かないか、この辺、ちょっと個人情報保護等の問題で少し引っかかってくるのかなと。これはある程度そちらの方の専門家に聞いてもらわないと、相談しないと、私も今ちょっとお答えできません。そういうことでご理解いただきたい。

議長(飯田 勲君) 経済課長吉浜昇一君。

〔 経 済 課 長 吉 浜 昇 一 君 登 壇 〕

経済課長(吉浜昇一君) それでは、五十嵐議員のご質問にご答弁申し上げます。 今、町長がお話したとおりでございますが、五十嵐議員が言うように、代位弁済 の法的なものがあるわけでございますが、そういう代位弁済に係る前に、私の方も 個別の事故原因について、金融機関の方に対しての債務者の状況等についての聞き 取りとか、そういう問題を行っておるところでございます。

ただ、実際に事故報告の中でどういう条件で代位弁済に事故報告とか、代位弁済にかかるのかということが、考えられる内容については、債務返済不能の状態による代位弁済とか、あと支払い条件等の変更で支払いが不能な状態とか、あとは債務整理による代位弁済などが考えられるのかなと、私どもは考えているところでございます。

ただ、実質代位弁済にかかる前に、先ほど五十嵐議員がお話したように、町の税金を投入するようなことになるわけでございますので、そういう損失補償が拡大しないように、今後、町の方のあっせん委員会で、再度吟味するような形を考えていかなければならないのかなと思います。あっせん委員会の中では返済能力に関する問題とか、あとは保証人に関する問題とか、あと先ほど五十嵐議員が言ったように資産の問題とかいろいろございますので、そういう面でございますので、よろしくお願いします。

議長(飯田 勲君) 8番五十嵐辰雄君。

8番(五十嵐辰雄君) 順番は逆になりますけれども、ただいま経済課長の答弁にありましたが、金融機関の代位弁済ですが、代位弁済を受けた人の公表までは私は言及しませんけれども、公人の場合と私人の場合との公表問題ですが、例えば一例を挙げますと、町長という公人の立場で自分の経済行為、商業行為とか農業行為がありますけれども、やっぱり公人が私人という立場で経済行為をした場合に、これは議会の問題でないと思うのです。経済行為は自由ですから。

職員の場合は、公務員は、農業はいいと思うのですが、商業行為とかそういった 行為は公務員はまずいと思うのですけれども、特別職の場合は経済行為はできるの です。ですから、農業行為とか商業行為は私人という立場で、町長の看板を掲げて やっているわけではないと思うのですが、これは自由でございます。

それから、代位弁済を受けた後、商工会の会員である場合は、商工会の方で経営 改善とか経営指導して代位弁済のそういった弁済金を返すように、経済課長は商工 会の会員であれば、これは商工会とタイアップして経営改善、経営指導して業績回 復を願って頑張ってくださいと。それで、資金回収に努力されたいことを願ってい ます。

それから合併問題ですが、これについては、町長も随分地区懇談会の意見を尊重していますので、せっかく 18 年度の町長の目玉としまして懇談会が大成功だそうですから、その状況等について、懇談会に出席しない町民に知らせるように、簡単なダイジェスト版でもつくって全町民に配布した方がいいと思いますが、そういうお考えがあるかどうかお尋ねします。

それから、基本構想、基本計画については、基本構想は確かに簡単な、これは概略ですから議会の議決事件です。今は各自治体でも、基本計画を議決事件として条例を制定してやっているのがだんだんふえてきます。これは平成 15 年ごろから始

まった自治体が多うございまして、今かなりの自治体が、数はちょっとつかんでおりませんけれども、基本計画まで議決事件に格上げして議会で十分論議しているところがありますので、そういうお考えも、ぜひこれからお願いしたいと思います。 その点も町長に再度お願いします。

議長(飯田 勲君) 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) 商工会といいますか、自治金融制度の件でございますけれども、確かに議員ご指摘のように、これは経営が悪くて資金を借りるわけですから、 商工会の加入者については商工会の方で経営改善というか、経営指導をしていただくのは当然だと私も思っておりますので、これは担当課長の方にも強く、後で指示しておきたいと思っております。

それから、合併懇談会の件でございますけれども、確かに参加される方というのは一部かと思います。何についてもそうなのですけれども、全部が全部参加されるということはなかなかあり得ないことなのですが、その部分につきましては、係の方でメモってあると思いますので、周知する方法、知らせる方法もいろいろあるのですけれども、何らかの方向で住民の目に触れさせるような行為をしていきたいと考えております。

それから、基本計画の基本構想と振興計画との議会での審議の件でございますけれども、急に議会でということでもあれてしょうから、今までのとおりに、基本計画の部分、振興計画の部分、これは住民の皆様方に十分に意見を聞いて、その意見を聞いた中でつくっていくのが私は筋だと思うのですね。ですから、その上に立って基本構想が成り立つわけですから、その上の部分については、議会のこの場で審議していただく、方向性を決めていただくというのが、今までの基本の方向だと思いますので、どちらがいいかは別にいたしましても、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。ご理解のほど、いただきたいと思います。

議長(飯田 勲君) 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

8番通告者、14番岩佐康三君。

〔14番岩佐康三君登壇〕

14番(岩佐康三君) 私は3点について質問をいたします。

まず最初には、頑張る地方応援プログラムについて。

これは、各省庁で地方を応援するいろいろなプログラムが出されております。ざっと勘定しただけで 51 項目ほど載っておりますが、その中で利根町に大体関係するのではないかと思われることを四つほど、一応載せました。ちょっと長いので、少し早目に朗読させていただきます。

総務省では、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変われるよう、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を講じる。第1次募集

期間が4月から5月で、総務省ホームページ上で公表が6月になる。第2次募集期間が8月から9月で、総務省ホームページ上で公表が10月に予定されております。

地方交付税による支援措置、これは 300 億円程度でございますが、平成 19 年度 2,700 万円程度が予定されているそうでございます。これは、1 市町村につき単年度 3,000 万円とし、3 年間まで措置する。(実額 3,000 万円を下回る場合は実額を限度とする)。また、措置額は、策定するプロジェクトの数を問わず定額とする。そのほかに総務省では、平成 19 年度から新規事業として、地域・中小企業の活性化や少子化への対応等に資するICT(情報通信技術)利活用の先進的モデルの構築及びその成果の全国展開等、ICTを活用した創意ある取り組みについての支援を実施します。地域が抱える分野横断的・複合的な課題の解決や住民の利便性の向上を推進するため、将来的には全国展開を図る施策でございます。

地域課題の例としては、少子高齢化対応、安心・安全の確保、自立型社会の実現、 地域経済の活性化、定住・交流促進等でございます。年末の予算編成では 18 億円 の予算が計上され、取り組むべき重要施策に位置づけられております。

農林水産省では、(1)地域の力を生かした農山漁村づくり「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の創設。(2)有機農業推進法の制定によって、生産・流通・消費それぞれの側面から有機農業を推進するための施策を総合的に講じることを基本とした法律が成立したことは、我が国の有機農業の発展に重要な意味があります。食育や地産地消への関心の高まりもあり、また、農業者の経営安定化にも資するテーマだけに、各自治体での早目の取り組みが大切であるといわれております。

文部科学省においての「スポーツ拠点づくり推進事業」は、開催計画を承認された市区町村に対し交付される助成金です。毎年度 500万円以内が原則で、助成期間は開催継続期間とし、10年を限度とします。ただし、継続した大会づくりのため、初年度に限り開催に必要な備品購入などの初期費用が必要な場合には 1,000万円以内が原則、利根町として上記の、これは四つに限りましたけれども、上記の支援措置等に取り組む考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。

二つ目、公的資金の繰り上げ償還についてでございます。

総務省の平成 19 年度地方交付税対策の中で、公的資金の繰り上げ償還による公債費負担の軽減策を盛り込まれました。行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、平成 19 年度から 3 年間で 5 兆円規模の公的資金(財政融資資金、郵政公社資金、公庫資金)等の繰り上げ償還(保証金なし)を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減するものでございます。これは、昨年の臨時国会における総務委員会(平成 18 年 12 月 5 日)での公明党澤 雄二参議院議員の主張で実現したものでございます。地方団体がかつて高金利時代に借りたその負債の金利コストに今苦しんでる現状を訴え、救済措置を政府に求め実現したものでございます。

(1)政府資金の繰り上げ償還(平成19年から21年)

対象地方債は普通会計債及び公営企業債(上水道、工業用水道、下水道、地下鉄、

病院に限る)の5%以上の金利の地方債。

対象団体は、金利段階に応じて市町村合併、財政力、公債費や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定(財政力指数 1.0以上の団体を除く)。

対象地方債残高3兆8,000億円程度以内。

(2)公営企業金融公庫資金の繰り上げ償還及び公営企業借換債(平成 19 年から平成 20 年)

対象地方債は公営企業債(上水道、工業用水道、下水道、地下鉄に限る)の5%以上の金利の地方債。

対象団体は、金利段階に応じ、市町村合併、公営企業資本費等に基づいて段階的に設定。

対象地方債残高1兆 2,000億円程度。

(3)その他、となっております。

この1番2番の繰り上げ償還については、その財源として必要に応じ民間等資本金による借換債が発行できることとする。これが一番重要なところでございます。 現在、利根町に金利5%以上の地方債が幾らあるのか。また、その地方債をこの制度により償還する考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

3番目、バス運行事業について。

利根町では、健康福祉課内ですが、福祉センターで福祉バスの運行を行っています。現在、企画財政課では龍ケ崎市へのコミュニティバスの運行及び教育委員会事務局内での通学バスの運行を計画されていると思います。各課で独自にバスの運行を計画しているようですが、関係する3課で整合性を持った運行計画をつくり上げていただきたいと思います。利根町では9年から10年後、65歳以上の高齢者は40%を超えると予想されております。高齢で車の運転ができなくなる方々が大変多くなる様相でございますので、この方々の買い物、病院通い、働く人の通勤、子供の通学等、年齢層を考慮したバスの運行計画は大変必要になってまいります。町長及び担当課のお考えをお聞きしたいと思います。

ちょっと訂正を申し上げます。

一番最初の頑張る地方応援プログラムについての中で、10 行目ですが、地方交付税による支援措置「 3,000 億円」を「 300 億円」と間違えて読みましたので、訂正させていただきます。

議長(飯田 勲君) 岩佐康三君の質問に対する答弁を求めます。 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) それでは、岩佐議員の質問にお答えをいたします。

まず、頑張る地方応援プログラムについてでございます。

地方独自の事業をみずから取り組む地方公共団体に対しまして、地方交付税などの支援措置を行うことを目的に、頑張る地方応援プログラムが、平成 19 年度から

21 年度まで募集されております。その中でさまざまな事業が想定されておりまして、 利根町といたしましても、当該事業の選定をして応募していきたいと考えておりま す。

この中で項目に上がっておりますスポーツ拠点づくり推進事業につきましては、 教育委員会の方からお話をさせていただきます。

それから、2番目の公的資金の繰り上げ償還についてでございますけれども、これにつきましても、取り組む方向で今検討をさせております。

地方債の残高は、一般会計につきましては、すべて簡保資金で 5 %以上の利率の借り入れが 8 件、19 年度末の元金残高が 17 億 8,045 万円となっております。詳細につきましては、担当課長の方から説明させます。

水道関係につきましても、担当課長から説明させます。

それから、公共下水道事業特別会計における金利 5 %以上の地方債残高につきましては、政府資金が 32 件で 2 億 7,364 万 3,000 円、それから、公営企業金融公庫が 19 件ございまして 8,983 万 8,000 円、合計 51 件ございます。この繰り上げ償還に関する詳細につきましては、やはり課長から答弁をさせたいと思います。

3番目のバス運行事業につきましてでございますが、それぞれの特性を生かしながら、整合性を持って効率よく運行することが必要であると思っております。

福祉センターバスは、一般の皆さんを対象として運行し、運賃は現在無料となっています。また、福祉センターを中心とした 2 路線による町内循環運行を行っております。

一方、来年度運行を予定しているコミュニティバスは、同じように一般の皆さんを対象にして運行しますが、運賃は有料を予定しております。そして、町内から竜ヶ崎駅までの往復運行を、竜ヶ崎駅からは龍ケ崎市のコミュニティバスへの乗り継ぎなどを今想定しているところでございます。そのため、コミュニティバスは、利便性の確保のために、町内から 30 分程度で竜ヶ崎駅まで乗り入れることが必要であると。余り時間が長くなっては困るということで、30 分ぐらいで乗り入れることが必要かなと思っておるところでございます。

このように、料金や運行体系などの異なる事項について、今後調整を行いまして、また、平成20年4月には小学校の統合による通学バスの運行も想定されますので、効率のよい、目的に沿ったバス運行事業ができるように、計画をしているところでございます。ご理解のほどお願い申し上げます。

議長(飯田 勲君) 教育委員会事務局長野口善男君。

〔教育委員会事務局長野口善男君登壇〕

教育委員会事務局長(野口善男君) ご質問の中にありますスポーツ拠点づくり推進事業ですが、議員もご承知のように、平成 16 年に小泉総理の指示で、文部科学省と総務省が共同で実施することとなりまして、財団法人地域活性化センターが助成などの事業を行っているものでございます。

現在、小学生、中学生、高校生対象の全国大会は全国各地で開催されておりますが、持ち回りの大会が多くなっております。そこで、全国各地の青少年が憧れ目標とするスポーツの拠点を形成し、スポーツの振興及び地域再生を推進するというものでございます。

また、この推進事業の申請をした場合の選定条件としましては、全国すべてのブロックから原則競技者が参加しまして、各地域での予選等の選抜が行われるものであること。また、全国組織のスポーツ団体が全国大会として支援するものであることで、交流を主目的とするものではなく、競技性を重視する大会であることとされております。さらに、使用する施設の概要として、既存施設の活用が基本となっております。

以上のようなことから、現状では受け入れる施設、設備等の体制が町においては ございませんので、取り組むことは非常に難しいと考えております。

議長(飯田 勲君) 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長(秋山幸男君) それでは、お答え申し上げます。

まず、繰り上げ償還の件でございますけれども、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成 19 年度末の元金残高が 1 億 7,804 万 5,000 円ということでございます。件数にいたしまして 8 件ということでございまして、利子の残高は 2,491 万 4,000 円でございます。

今回の繰り上げ償還期間ですけれども、先ほど町長からもお話がありましたとおり、簡保資金につきましては、平成 20 年度と 21 年度の 2 カ年ということになってございます。そのほかの条件がございまして、実質公債費比率によりまして償還できる利率の借り入れが決まっております。19 年度の実質公債費比率を活用するかどうかというのは、今後の問題になると思いますけれども、現在、18 年度の実質公債費比率は、利根町の場合は 14%ということになっておりまして、その場合ですと15%未満という条件で、それに該当します借り入れは金利 7 %以上ということでございます。そうしますと、先ほど 8 件というお話がありましたけれども、 5 件になりまして、平成 21 年 3 月で償還が終わるものが 3 件、平成 22 年 3 月末で償還が終わるものが 2 件ということで、合わせて 5 件でございまして、元金残高が 8,150 万4,000 円、利子の残高が 553 万 5,000 円ということになります。

それぞれのものにつきまして、借りかえ等のお話もありますけれども、活用した 方がどうかにつきまして検討いたしまして、有利なものにつきましては、制度の活 用を図ってまいりたいと考えております。

それと、バスの運行等につきましても、先ほど町長からお話がありましたとおりですけれども、コミュニティバスが平成 19 年度からということになりますので、そのバスにつきましては 7 便を考えております。30 分以内に竜ヶ崎駅までというお話がありますので、 2 系統、 2 コースで乗り入れをしたいと考えてございまして、

詳細につきましては、これから検討してまいりたいと思っております。

議長(飯田 勲君) 水道課長飯塚正夫君。

〔 水 道 課 長 飯 塚 正 夫 君 登 壇 〕

水道課長(飯塚正夫君) それでは、企業債の水道課関係をお答えいたします。 水道関係ですが、5%以上の企業債の残高でございますけれども、資金運用分と 公庫債とありまして、全部で5本あります。それで残高は 4,700万円ということに なっております。確かに議員ご指摘のとおり大変大きなメリットがございまして、 国からの条件等に合えば償還したいと思っております。

まだ詳しい通知は来ていないのですが、公営企業の方から知らせがあったのは、繰り上げ償還約 4,000 億円程度と。公営企業債の借りかえ債が 2,000 億円程度と案内が来ております。それによりますといろいろな条件がつくらしいのですが、細部にわたっては、後から総務省の方から連絡が行くと通知されております。

ちなみに、17年度に水道課としましては繰り上げ償還していまして、 7.4%から 1.95%に一部繰り上げております。それは資金運用分のみの一部ということの、本のわずかしか返せなかったということで、この枠が広がると大変有利なものだと思っております。

議長(飯田 勲君) 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長(飯田 修君) 繰り上げ償還につきまして、平成 18 年現在の公共下水道特別会計におきます金利 5 %以上の地方債残高につきまして、お答えいたしたいと思います。

現在の公共下水道債合計額を申し上げますと、本年の3月31日現在で15億5,145万円ございます。このうち5%以上の地方債残高ですけれども、先ほど町長が申し上げましたとおり、政府資金では32件ございまして、金額が2億7,364万3,000円ございます。公営企業金融公庫ですけれども、19件ございまして8,983万8,000円、両方合わせまして51件ということで、金額にいたしまして3億6,348万1,000円ございます。この繰り上げ償還をするに当たりましては、下水道におきましても幾つかの条件がございまして、その要件をすべてクリアしなければ認めていただけないとのことでございますので、その中にはコスト等に見合った適正な料金水準への引き上げ、下水道の使用料のことかと思います。それから、公営企業に対する、下水道特別会計ですけれども、一般会計からの基準外繰り出しの解消等が上げられております。

以上のようなことから、繰り上げができるかできないか、これから詳細に検討いたしまして判断をしていきたいと思っております。もちろん要件が合致しますれば、この制度を活用していたいと考えております。

また、今、水道課長の方から、借りかえを 17 年度に行ったという話がございましたけれ ども、下水道につきましても平成 17 年度に、これは借りかえというこ

とで割当額でしたけれども、 8,120 万円の金額の借りかえをさせていただいております。この当時は金利が 7.3%以上のものという条件がございました。それで 1.95% に借りかえができたという経緯がございます。

議長(飯田 勲君) 暫時休憩します。

午後零時11分休憩

午後1時30分開議

議長(飯田 勲君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま会議録署名議員になっています 15 番伊藤利夫君が退席しましたので、会議規則第 118 条の規定により、17 番会田瑞穂君を会議録署名議員に追加指名いたします。

14番岩佐康三君。

14番(岩佐康三君) 頑張る地方応援プログラムについて、町長のご答弁で、できる限りのことは取り組んでいきたいというお話でございました。

ざっと、私も4件ほど考えたわけですが、地方自治体が策定するプロジェクトの例というのがあります。この中には、地域の経営改革プロジェクトとして、一つ考え方とすれば、行政組織運営の刷新を初めとする行財政改革により、簡素で効率的な行政を実現するとともに、地域の新たな活力の創出に取り組む自治体を支援する。想定される事業とすれば、給与の適正化、定数削減、民間委託等の行政の効率化、経済活性化施策や滞納対策による税収の確保、電子自治体の推進、学校統合を初め、公共施設の統廃合とその転用による有効活用などとなって、これは今利根町が取り組んでいる事業そのままではないかという感じがするのですが、こういうので何か支援策が該当するのがあれば、これはぜひとも参考に考えていただきたいなと思うのですね。

あと、地場産品の発掘とかブランド化、これが一番利根町に欲しいところなのですが、考え方とすれば、地場産品を初め、自然、歴史、文化、景観等の地域固有の資源の発掘、活用、ブランド化により、地域産業の基盤強化や地域の魅力づくりに取り組む自治体を支援すると。想定される事業とすれば、地域特産品についての生産、加工、流通、販売までの複合的経営の推進。農林水産物、食品の輸出促進や産地ブランド化、中小企業による地域資源を活用した事業展開への支援、アンテナショップによる地域ブランドの情報発信など、こういうのも支援措置としてあるわけですから、これもぜひ該当するものがあれば、ぜひ利用していただきたいなと思っております。

ずらずらと並べてみましたが、できる限り、財政が逼迫しておる現状でございますので、こういう支援措置をぜひ利用して、何かしらの事業展開を図っていただき たいなと思っております。

確かに、先ほど教育委員会事務局長の方からご答弁ありましたけれども、全国展

開されるようなスポーツの拠点づくり云々というのは、なかなか利根町では難しいかなと思う点もあるのですが、いろいろなものがあります。エアロビクスだとか、小学生、中学生、高校生が対象となるようなスポーツの拠点として、例えば今盛んに行われています剣道とかを、ここらあたりの地域ばかりでなくて全国展開できるような、何かそういうものができれば一番いいなと思っておりますが、そう簡単にいく問題ではございませんので。

次の公的資金の繰り上げ償還について。

先ほどご説明がありましたが、ちょっと私も確認したいのですけれども、一般会計の方では1億 7,804 万 5,000 円ぐらい、これは5%以上の金額のトータルですが、それから、下水道関係では3億 6,348 万 1,000 円、水道関係は 4,700 万円ということでしたよね。そうすると、これを合計しますと約5億 8,852 万 6,000 円ぐらいになるかと思うのですが、これが先ほど企画財政課長の方からちょっとご説明があったのですけれども、公債費比率が18年度で利根町の場合14%で、15%未満の自治体が借りられる金利というのが7%というお話だったと思うのですけれども、もうちょっと詳しくご説明をお願いしたいと思います。これだと、余り利根町はお金に困っていないから、この7%では余り意味がないので、もうちょっと詳しくご説明をお願いしたいと思います。

今、銀行等に問い合わせても、10年を境にして 1.9よりも若干金利は下がっているのですね。10年以上になりますと、2%を超えるような金利体系になっているのかなと思います。私はできれば 7.6%とか、そういう高い金利を借りているものがありますから、2%前後を借りかえ債でできるとすれば、 5.5%から 5.6%違うのもありますので、これは相当助かるという感じがしていたのですけれども、企画財政課長の方からもう1回ご説明をお願いしたいと思います。

それから、利根町のバス運行事業についてでございますが、先ほど町長からもご説明ありましたが、福祉バスが今現在運行されておりますね。これはフリーで利根町を循環しております。企画財政課で龍ケ崎市へのコミュニティバスを運行するということで、来年度 19 年度運行が始まるということで説明がありました。教育委員会事務局の方で、通学バスを 20 年度から運行する計画が立てられていると思うのですが、これは料金体系はどうなるのか、有料にするのか、ここらあたりがよくわかりませんで、もしできるのであれば、例えばこの福祉バスと通学バスを一緒にして、利根町の循環バスみたいな形にした方が整合性が出てくるのかなという感じがするのですね。子供たちも、この循環バスを利用して通学すれば、自宅から近い停留所までの距離だけ歩くだけですから、安全性もある程度確保できると。できるのであれば、龍ケ崎市も取手市もやっていますように、コミュニティバス、一般の方は 100 円をいただいて、料金を取って運行したらどうかなと思います。高齢の方はフリーパスか何かでやれば、今までどおり福祉バス的な要素で循環バスも使えるのかなという感じがいたします。

現状を皆さんにお聞きしますと、どうも「福ちゃんゴー」というのは誰でも乗れるんですよという話はしても、ちょっと皆さん遠慮して、なかなかバスを利用しようとしていないのが現状かなと思います。うがった考え方をすれば、私はまだ年寄りじゃないから乗りたくないとか、そういうのもあるかもしれません。ただ、お年寄りが乗ってきて席を譲ったり何かするのもちょっと大変かなと。雰囲気がお年寄り優先という形で来ていますので、なかなか乗りづらいというのが現状だそうでございます。でき得ましたら、龍ケ崎市や取手市でも行っています、一般の方は 100円を取って循環するような形でやったらいかがかなと、これは私の提案でございます。

あとは、龍ケ崎市へ行くコミュニティバスですね。町長のご答弁で、7月ごろに運行する予定ということでご答弁があったように聞いておりますが、これも料金が大体幾らぐらいで向こうまで行くのか、そこら当たりの整合性も考えて、ぜひご考慮いただきたいと思うのです。

確かに羽根野、早尾台の方たちは、龍ケ崎市のコミュニティバスが近くにある方は、それを利用して頻繁に龍ケ崎市に行かれているようです。しかし、布川、フレッシュタウン、ニュータウンも、それから、立崎方面の方たちも、足が全然ありません。こういうコミュニティバス、竜ヶ崎駅へ行くバスが通ると、済生会病院へ行かれる方、週に1回とか2回とか通われる方は、これは本当に非常に喜んでおります。これはぜひとも実現していただきたいという要望を非常に強く感じております。できましたら、これもなるべく安価で行けるような体系を、ぜひとっていただきたいなと思います。

ここらあたりで、このコミュニティバス、それから、今私が申し上げました福祉 バスと通学バスとを合体した形の循環バスという形で運行される計画があるかどう か、これもぜひお答えをいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

議長(飯田 勲君) 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) それでは、お答えをいたします。

まず、頑張る地方応援プログラムの件につきましてでございますけれども、確かに議員おっしゃるように、今、利根町でいろいろと手がけております事業の一つつが、まさに国が実施しようとするプログラムに類似しているというようなこともございまして、課長ともよく話をするのですけれども、今やっている事業の中で合致すれば、整合性の合うものがあれば国の補助金を使わない手はないということで、今いろいろとチェックをしているところでございます。ぜひこういうものを、今、町は大変財源が厳しいものですから、とにかく頭を使わなければならないので、国と一緒になってといいますか、国より先に本当はいろいろ考えなければならないことで、幸い利根町は財政的に苦しんでいる中で職員の方がいろいろ考えておりますので、ぜひこのプログラムについては活用していきたいと思っています。

また、議員の皆さん方もいろいろ日常見ている行政の中で、これはこうしろよというご提言がございましたら、ぜひとも、細かい点でもいいので、お話をいただければと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

それから、公債費比率等につきましては、確かに今回いろいろと制限が何か厳しいといいますか、いまいち該当しないのもあるのかなという感じがいたします。

特に、先ほど公共下水道の方で課長が言いましたように、町内の下水道整備を進める上では、15億円ほど起債がありますけれども、これらにつきましても利子が相当食うので、やはり変えていただければ、もう少し事業が進むのかなと思っているところでございます。

それから、3点目のコミュニティバスにつきまして、今、内部で検討しておりまして、検討段階でございますのであれなのですけれども、課長の方から現状についてお話をさせたいと思います。よろしくお願いします。

議長(飯田 勲君) 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長(秋山幸男君) それでは、ご答弁申し上げます。

まず、勘張る地方応援プログラムでございますけれども、岩佐議員おっしゃるとおりいろいろなメニューがございます。これにつきましては、今月の6日に県の方で説明会がございまして、その翌日に関係各課に資料をお配りいたしまして、いろいろな事業を出していただくようにお願いして、今、とりまとめをしているところでございます。

県の方の説明ですと、ほとんど出していただければ該当になるのではないかということですけれども、国の方の条件というものもございますので、その辺を含めまして、今、精査をして事業を選定した上で応募していきたいと思っております。

次に、繰り上げ償還の件でございますけれども、条件がいろいろありまして、普通会計の分につきまして申し上げますと、先ほども申し上げましたが、実質公債費比率が 15%未満の自治体につきましては、借り入れの金利が 7%以上の借り入れについて該当になりますということです。実質公債費比率が 15%以上の団体については、6%以上の金利のものについて対象になりますと。5%以上のもの、今回ですと全部が該当になるのは、実質公債費比率が 18%以上でございまして、この 18%以上は起債を行うのに許可を必要とする団体になりますので、利根町の場合は、先ほど申し上げましたとおり、平成 18年度の数字ですと 14%ということでございますので、7%以上の借り入れ分でしか該当にならないのかなと思います。これにつきましては、平成 19年度にも公債費比率の方の算定をいたしますので、その時点での数字を利用するのかなと思っております。

最後に、コミュニティバスの件ですけれども、先ほど町長からもお話がありましたが、福祉センターのバスと今回のコミュニティバスのネットワークといいますか、 効率のよい運行につきましては、コミュニティバスについては年度の途中に運行が 開始されるということもございまして、それをまた変更したり云々ということになりますと、また混乱がおきます。

そのようなこともございますので、通学用のバス、小学校の統廃合に伴うバスの運行が予定されています 20 年 4 月に、効率よく運行できるような検討を行いまして対処していきたいと思っております。

議長(飯田 勲君) 14番岩佐康三君。

14番(岩佐康三君) 頑張る地方応援プログラムについては、ぜひご検討をよるしくお願いいたします。

7%以上の起債云々になると、該当するのがどのぐらいあるのですかね。先ほど一般会計では5件ほどあって、それでも約 8,000万円ぐらいが該当になるのかなと思います。あと、下水道関係も結構ありますね。7%以上でもかなりの金額が相当セーブされるのかなと思っておりますので、5%以上セーブされれば相当金額は安くなるのかなと思いますので、ぜひこれは検討して活用していただきたいと思います。

あと、最後にバスの運行でございますけれども、頑張る地方応援プログラムの中にも、バス運行についていろいろ該当する部分があるのですね。例えば地方バス路線維持対策費補助という形で、これは地域住民の生活に不可欠なバス路線の維持に必要な経費について支援することにより、地域の足の確保を図るという項目があります。これは、県からは枠が71億円で補助率が2分の1ということで、これも結構大きな枠ですよね。これだとか、あと自動車運送事業の安全円滑化等総合対策事業として、バスの利用を促進し自家用車と公共交通機関のバランスのとれた交通体系を確立することにより、都市における自動車交通の安全性を向上させるため、オムニバスタウンの整備を引き続き推進する。これ、オムニバスタウンというのはどういう形なのか私もよくわかりませんけれども、日本型BRT、乗り継ぎ施設などの交通システム対策事業の支援を強化するということで、これは枠が18億円でいるいるな4段階ぐらいに分かれております。3分の1とか4分の1とか5分の1とか、補助率の変化があります。

あともう一つは、公共交通移動円滑化施設整備費補助というのもありまして、バスのバリアフリー化、他モードと連携したICカードの普及、これはICカード関係で乗り継ぎが非常にやりやすくなるだけの話かなと思うのですけれども、これもやっぱり 15 億円ほど枠がありまして、2分の1から4分の1まで補助率があります。

私は早急にというわけではなくて、平成 20 年度に小学校を 5 校から 3 校に統合する時期にあわせた形で、こういうのもぜひ循環バスみたいな形で変更できて、こういう支援のプログラムを利用できれば一番いいのかなと思っております。

とにかく、羽根野のお年寄りの方で1人住まいの方がいらっしゃいますが、利根町に住んでいても、足がなくて買い物にも行けないので、我孫子かどこかへアパー

トを借りて住んだ方がいいという話もされておりました。なるべくそうならないような、陸の孤島みたいにならないように、何とか足の確保をしていくようにみんなで考えていきますよという話をしたら、もうちょっと我慢して利根町にいようかという話もされていた方もいらっしゃいますし、あちこちでお年寄りの方が、私たちもひっくるめて、あと 10 年、15 年住むと運転できなくなる年代になりますね。特に利根町は、お子さん方が利根町外に出ていらっしゃいますので、残された老夫婦だけで買い物から何からというのは、本当に大変なことになりつつありますから、なるべくそういう足の確保を、しっかりつくっていただきたいと思います。

もう一つ要望があったのですけれども、今の福祉バスですね。これを例えば足の悪い方か停留所までとぼとぼ歩いて行く間に、福祉バスが来て通り過ぎて行ってしまったというのが何回かあるんだそうですが、我孫子市とか何かは、手を挙げれば、その場でとまって乗せてくれると。非常にそういうのはありがたいので、できたらとまってくれるようなシステムにぜひ変えていただきたいということも言われました。これから先、だんだん足の悪い方もふえてこられると思いますので、そういうこともぜひ考慮に入れた形で、町の運営するバス関係もひっくるめて、ぜひお年寄りに優しいまちづくりを進めていただきたいと思いますので、最後に町長からご答弁をいただいて、私の質問を終わります。

議長(飯田 勲君) 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) まず、頑張る地方プログラムについてでございますけれども、今、課長から説明があったとおり、庁内で取りまとめ中でございます。その中で、地域のバス等の再生に関する事業も項目に上がっておりますので、これらについて検討したいと。

これは公表するといいますか、周知していくことが前提となった事業のようでございますので、早く手を挙げて、中でこそこそやっているのではなくて、事業でこういうふうにやるよと手を挙げるのがよろしいような事業なので、その辺も検討していきたいと思っております。

それから、先ほどのバス、停留所まで行くのが大変で、そこまで行く間にバスが行ってしまったというお話があったのですけれども、ちょっと考えると、何か乗せてあげたいような感じもするのですが、それが今度は1人、2人になると、今度はうちの前まで来いよということにもなりますし、ある程度決まりは決まりということで、バスの停留所という設置の仕方は必要であろうと思っています。

ですから、そこまで来る間の道すがらに人家があるのではなくて、その辺はいろいる個人の事情もあると思うので、その辺も考慮した中で停留所の位置等を変えながら、乗る人の利便性が図れるかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(飯田 勲君) 岩佐康三君の質問が終わりました。

9番通告者、12番高木洋子さん。

〔12番高木洋子さん登壇〕

12番(高木洋子さん) 9番通告、12番高木洋子でございます。

私は、大きく2点について一般質問させていただきます。

まず、1点目、保健センターと福祉センターの統合についてです。

利根町集中改革プランでは、平成 20 年度を目途に保健・福祉業務の連携により、より一層のサービスの充実を図るためという理由で、保健センターと福祉センターを統合することが計画されております。

保健センターの設置の目的は、利根町条例第 11 号で、町民の健康保持及び増進、並びに町民の福祉の増進と向上を図ることと明記されており、福祉センターについては、利根町条例第 4 号で、老人及び心身障害者(心身障害児を含む)の健康の増進、生活相談、教養の向上等を図るためとうたってあります。

このように、保健センターと福祉センターの役割は、本来別のものだと考えますが、より一層のサービスを提供できるとは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか、お伺いいたします。

また、福祉センターにおける 60 歳以上の入浴サービスについて、これは先日男性用のおふろが壊れまして、現在は女性用のおふろのみで、午前、午後と男女で交代に利用しているとのことですけれども、この入浴サービスについて、将来の見通しをお尋ねしたく思います。

大きな2点目です。乳幼児(子供)医療費の無料化についてです。

現在、県内 44 市町村のうち、神栖市では所得制限なしで中学校卒業までを対象に医療費の無料化が実施されております。また、潮来市や牛久市でも入院の場合に限って、これは詳しくは潮来市では小学校卒業まで、また牛久市では中学校卒業までと、それぞれ無料化が導入されております。そのほか所得制限の撤廃も、前述の神栖市外 15 市町村で実施されているのが茨城県の現状です。高齢化傾向が著しい利根町だからこそ、今、乳幼児医療費、あるいは子供さんの医療費の助成をさらに充実させることが、若い世代を呼び寄せることにもつながり、少子化対策からも非常に重要だと考えます。町の見解をお伺いします。

議長(飯田 勲君) 高木洋子さんの質問に対する答弁を求めます。 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) 質問にお答えしたいと思います。

まず、福祉センターと保健センターとの統合についてでございますが、現在の事務事業に加えて、今後新しい事業が予想される中で、保健師などの専門職を新規に採用し新規事業の受け入れ態勢を整えることは、厳しい財政状況の中では困難であります。具体的には、平成 18 年度に介護保険制度の見直しによる介護予防事業や、障害者自立支援法施行による身体、知的、精神の3事業の一元化、平成 20 年度か

ら開始される医療制度構造改革による特定健診、特定保健指導等がございます。

これらの新たな事業を推進していくためにも、組織を統合して柔軟性を持った体制整備を図り、保健、福祉サービスの低下を招かないよう、行政運営をしていきたいと考えております。

2点目の入浴サービスにつきましては、議員ご指摘のとおりでございますが、現在、福祉センターの2階の大浴場と小浴場の二つの浴場を、男女に分けて入浴サービスを提供しておりましたけれども、防水設備の改修の必要が生じまして、現在、小浴場の使用を中止しているところでございます。このため、大浴場のみで、午前、午後、男女交代でサービスを提供しているところでございます。また、利用者は年々減少している状況でもございますので、入浴サービスにつきましては、現在のサービスでサービス提供を行っていきたいと考えているところでございます。

先ほど、入浴サービスの今後の方向性も何か質問の中に入っていたかと思うのですけれども、これらにつきましては、担当課長の方から説明させたいと思います。

それから、福祉センター、保健センターの具体的なメリット等につきましても、 担当課長の方から説明をさせます。

次に、乳幼児医療費無料化についてでございますけれども、今、議員がおっしゃったのは、最高のサービスをしている市町村でございますが、県内の各市町村におきましては、それぞれ独自の助成を行っておりまして、議員がおっしゃるように、所得制限を撤廃している市町村もあれば、対象年齢を拡大している市町村もございます。また、外来自己負担金や入院自己負担金、さらには入院時の食事療養費の助成をしている市町村もございます。その一方で、県の制度をそのまま準用していて独自の助成はしていない市町村もあるということでございます。

このような中で、利根町といたしましては、以前の外来自己負担の助成に力を入れておりまして、4歳未満の乳幼児はもとより、母子、父子、妊産婦の方への助成も行っているところでございます。平成18年度におきましては、536万1,000円の予算を計上しているところでございます。

先ほど所得制限撤廃というお話もありましたが、一定以上の所得者にはそれ相応の負担をしていただきまして、基準額以下の方への助成を厚くする、そういう現状で利根町はいきたいと思っております。県内各市町村のそういった事業のやり方を見ましても、利根町の財政事情からいくと決して劣っているものはないと、私は理解しております。

議長(飯田 勲君) 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長(師岡昌巳君) それでは、保健センター及び福祉センターの統合等につきまして、補則してご答弁いたします。町長の答弁と一部重複するところもあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、両センターの事業についてでございますが、保健センターでのサービスは

母子保健、老人保健、健康づくり事業等を実施しております。また、福祉センターにおきましては、老人福祉センター、心身障害者福祉センター、デイサービスセンター、それと地域包括支援センター事業等を実施してございます。両センターの統合を目指す理由でございますけれども、先ほど町長が言いましたように、厳しい財政状況の中、引き続き民間で提供できますサービスは積極的に民間に任せる等をしまして、民間と競合するサービスにつきましては、事業の廃止等を行い経費削減に努めていきたいと思っております。しかし、新規事業等が増加しまして、保健師などの専門職を新規で採用してサービスを提供する体制を構築することは、大変困難な状況でございます。

ただ、町としては、住民の皆様の健康の維持、向上を目指すとともに、保健福祉サービスの低下を招かず行政を運営していかなければならないと考えております。 そのためにも、両センターを統合しまして、効率的、効果的にサービスを提供する体制の構築が必要であると考えて、統合を目指すということでございます。

先ほど、大きく3点の事業について新規事業等を先ほど町長が申し上げましたが、 具体的に言いますと、現在両センターが置かれている状況でございますけれども、 平成 18 年度に介護保険制度の見直しで地域支援事業が創設されまして、介護予防 事業が開始されております。介護予防事業には、特定高齢者施策と一般高齢者施策 がございまして、現在、それぞれのセンターが事業の分担をしてサービスの提供を しております。具体的に言いますと、保健センターにおきましては、介護予防健診 を実施した後、特定高齢者を選定しております。また、福祉センターにおきまして は、特定高齢者の方に対しまして運動機能及び口腔機能向上、栄養改善を目的とし ました介護予防教室の実施をしております。

また、一般高齢者施策としまして、保健センターにおきましては、フリフリグッパーを中心としました地区運動集会を実施しており、福祉センターにおいては介護 予防のゆうゆうゆうクラブ、あるいは認知症予防の音楽クラブ等を実施してお ります。

あわせて障害者の自立のための事業としましては、保健センターにおきましては 精神障害者施策としまして、精神保健講演会の開催や精神保健相談、家族会、障害 者本人の集いの会を実施しております。福祉センターにおきましては、理学療法士 あるいは作業療法士、保健師によります機能回復訓練や訪問指導、相談を担当して いる状況でございます。

しかしながら、障害者自立支援法の施行によりまして、身体、知的、精神障害へのサービスが一元化されたことに伴いまして、より法に適した事業の展開をしていくためには、両センター統合により、障害者の自立支援施策を一つの場所で担うことで、障害者へのサービスの重複が解消されるなど、法律的なサービス提供がなされることにより、今以上に住民ニーズにこたえられるサービス展開ができると思われます。

また、平成 20 年 4 月から高齢者の医療の確保に関する法律で、後期高齢者医療制度が創設されることになりました。医療保険者が 40 歳以上 74 歳までの被保険者を対象とする生活習慣病予防に着目しました特定健診及び特定保健指導の義務化によりまして、特定健康診断受診目標、保健指導の実施率の目標を立て、その目標に向かって進めることになり、その目標値に向けて健診及び保健指導の評価をしていくことになります。

そういったことにより、特に保健指導の専門職がかかわる事務事業量が、これまでよりふえることになり、スムーズな事業を展開するためには、保健師、看護師などの専門職が一体となって取り組む体制構築が必要になると考えております。

だれもが地域で生涯にわたって自立した生活が送れるよう、また、介護保険や自立支援制度のサービスを必要となった場合においても、適切な運用が図れるよう、保健センターと福祉センターを統合するものでございます。統合によりまして、サービスの提供を担う保健師、看護師などの専門職を1カ所に配置することになり、現在の両センター間事業の垣根が取り払われまして、それにより、今後ますます増大する保健福祉サービスの提供体制の構築及び住民ニーズへの適切な対応が可能になると考えております。

2点目の、入浴サービスの将来の見通しということでございますが、現状は大浴場のみで午前と午後、男女交代でサービスを提供しているということでございまして、入浴サービスの利用料につきましては、1回当たりの利用料が 100円でございます。利用状況でございますが、昨年1年間の利用者が 4,586人、1日平均の利用者数が、男性が 5.6人、女性の方が 13.7人ということで、利用者の方が年々減少してきているという状況でございます。

また、運営費等でございますけれども、大小浴場双方を使用している場合につきまして、現在約 200 万円程度の支出があるものと想定しております。このような状況でもございますので、先ほど町長が言いましたように、現在の午前と午後の交代でサービス提供を行っていきたいと考えております。

しかしながら、今後施設の老朽化が出てきておりますので、大規模改修等が生じた場合、町として大変厳しい財政状況の中で、今後の福祉サービスの提供につきまして、何を優先的に取り組んでいくかを検証していく中においては、最悪入浴サービスの提供が困難になることも予想されます。

議長(飯田 勲君) 12番高木洋子さん。

12番(高木洋子さん) 統合する理由としましては、今、町長及び課長の方からるるご説明ありました。今現在の利根町の財政状況のもとで、平成 18 年度そして 19 年度、新規事業が導入される中で保健師や看護師を新たに雇うということもできない、そういった中で、統合して柔軟性を持たせて、福祉のサービスの低下につながらないようにということだと思います。そしてまた厳しい財政状況の中で、民間に任せられることは民間に任すと。このようにも今ご答弁がありました。そし

て、おふろの方も、現在のままでしばらくいくと。ところが老朽化に伴って、福祉センターは建設されて 20 年ぐらいになるでしょうか。老朽化に伴って、その後はどうなるかわからないという内容だったと思います。

今、いろいろご利用されて、おふろを毎日楽しみにして通っていらっしゃるお年寄り、おばあちゃんの方たちにもいろいろお話を聞いてまいりました。ちょっとここで披露させていただきたいのですけれども、ひとり暮らしの方、あるいは昼間独居の方、そしてこの福祉センターにきますとお話し相手がたくさんいて楽しいからと、お弁当持参で福祉バスに乗っておふろに入って、そして、ゆっくり1日楽しんで過ごしていらっしゃる方がほとんどです。先ほど利用人数も言われました。現実に本当に男性の方は少ないということでした。しかし、もっともっと宣伝すれば、利用者も多くなるのではと思います。

「ピンピンころり」、だれもが望んでいることだとは思いますけれども、時には体操をして、そしてある時にはカラオケを楽しんだり、まさに心と体の健康を保つ上でも、入浴サービスはなくてはならない存在だと思っております。そして、このおばあちゃんの中の1人が、私、今は利用料 100 円だけれども、余り大きい声では言えないけれども、町が財政難だったらもう少しぐらい利用料を上げてもいいから、本当にずっと続けてほしいんだとおっしゃっていました。そして、こういったことが本当に利根町の医療費の抑制にもつながるのではないかと私は考えております。

それから、統合の件ですけれども、条例にいるいるのっております。利根町保健センター設置及び管理に関する条例、利根町条例第 11 号では、第 5 条で保健センターが行う事業としているいる掲げてあります。先ほどいるいるご説明あったから、重複いたしますのでこの件については申しませんけれども、福祉センターにおきましても、大きく四つの役割を福祉センターが担っております。老人福祉センターとして、心身障害者福祉センターとして、そして、デイサービスセンターの事業者として、それから、包括支援センター、この四つの事業を福祉センターでは今大きな役割としてお仕事をなさっております。

私、この利根町集中改革プランを見まして、本当に統合して本来の事業がきちんと継続できるのだろうかと、本当に懸念が大きく広がりました。初日、冒頭の町長の 19 年度の施政方針では、福祉センターで行われていたデイサービスも、行政としての役割を果たしたから 19 年度で終わるんだと、このような報告があったと思います。そして、おふろにつきましても、いつ廃止になるのか、本当に福祉センターが果たす役割までどんどん削っていっていいものやら、何かそこら辺が私、このたびで議員をおりますけれども、何かすごく、財政状況が逼迫しているというのはある程度わかるのですが、一律に福祉までも削っていくといったところに、非常に懸念が残るものです。

次に、デイサービスの方なのですけれども、これは本当に私ごとになって恐縮なのですが、私の夫の母も鹿児島からこの利根町に移り住みまして、まだ介護保険制

度が導入される前のことでしたけれども、福祉センターでデイサービスのお世話になりました。歌が大好きで、ある日のことなのですけれども、鹿児島民謡の小原節、福祉センターで7回も歌わせてもらったなんて、家に帰ってくると本当に楽しそうに報告してくれたことは忘れることはできません。母は終末、少しの間は寝たきりになりましたけれども、福祉センターのスタッフの方や国保の診療所の中沢先生たちのおかげで、最後まで在宅で看取ることができました。今もって感謝の気持ちでいっぱいです。

先ほどもちょっと触れさせてもらいましたけれども、デイサービスは近年民間の事業者がふえて大きく事業が展開されており、行政としての役目を終えたので事業を終わると、今議会冒頭の町長からのお話がありました。しかし、民間の事業者を指導するのも行政の務めだと私思います。何よりも、福祉センターのデイサービスを楽しみにして通っておられる方がたくさんいるのですから、廃止にしないでください。

いつも言いますけれども、住民の福祉の増進を図るのが本来の自治体の役目です。 今度は担当課長から、詳しい事情、経過説明ですね、もう少し何かあれば、もう一度それも含めてご答弁を願えたらと思います。

それから、乳幼児医療費の無料化に関してですけれども、ほかには独自の助成もしていないところがあるではないかと、そのように先ほど町長がおっしゃいました。そして、利根町では本当に財政状況が逼迫している中で、これこれの上積み事業をしているよとおっしゃいました。所得制限つきではあるものの、先ほどのお話と少し重複するのですけれども、現在4歳未満児までの乳幼児の外来の一部負担、つまり1カ月につき 1,200 円、外来は 1,200 円までを肩がわり助成をしております。しかし、4歳以上の就学前までは、県の助成どおりであって、すなわち外来は 1,200円までが有料、そして、入院は1カ月 3,000円までの自己負担があります。また、それまで治療の一環として保険適用されておりました入院時の食事代が、平成 17年度の秋より全額自己負担となっているのは皆様もご承知のところだと思います。

やっとの思いでこの利根町に居を構えた若い世代が、今、少しずつふえてきています。そして、子供が生まれ、ずっとこの町に住み続けたいと思うかどうかは、子育てしやすい環境が整っているかどうかだと思います。まだまだ自然が多く残っているこの利根町は、子供たちの成長には本当にうってつけの地域だと私は思っております。あとは、医療費と教育費にかかる負担が、いかによいサービスを受けながらも低く抑えられるかどうかだということだと思います。

もちろん、どういったサービス、町の事業にしましても、財源とのかかわりなしでは語れません。そこで、私は考えてみました。

医療福祉費における扶助費中、乳児医療費につきまして過去3年間を比較してみました。平成17年度決算で466万円、18年度では377万円、そして19年度予算では330万円と右肩下がりで低くなっております。これはとりもなおさず、入院の

食事代が保険適用から外されたり、入院中の自己負担が導入されたりした結果だと思います。そして、1歳から就学前までの幼児医療費については、これは 17 年度途中で制度、対象者が変わりましたので比較はできません。要するに、大人も含めた扶助費全額では、毎年 8,000 万円前後の出費があります。そして、そのうち就学前までの子供たちの医療費に関する扶助費の給付額は約 25%、20%から 25%前後だと思います。そして、そのうち県の助成制度の対象については、もちろん県から約2分の1の補助があります。つまり、全額 8,000 万円中、平成 18 年度では 3,500万円弱が、そして平成 19 年度では 3,800 万円弱の補助があります。

その上、昨年の医療費制度の改革で、少子化対策としまして平成 20 年の 4 月から、就学前までの子供たちの医療費については、窓口て支払う自己負担分、これがこれまでの 3 割から 2 割になることが決まっております。要するに、就学前までの扶助費額がこれまでの 3 分の 2 で済むと思われます。つまり、町からの出費も、子供の医療費に関しましては 3 分の 2 となるのです。このことを財源の裏づけとして、町の肩がわりの範囲を広げるか、あるいは小学校低学年までを対象とした利根町独自の上積み事業、現状で十分だと言わないでこういった事業を切望するものですけれども、いかがでしょうか。

今度、課長からお願いいたします。

議長(飯田 勲君) 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長(師岡昌巳君) それでは、お答えいたします。

初めに、入浴サービスの件でございますが、この入浴サービスにつきましては、 広報等でもかなり掲載しておりまして、周知はしているところでございます。

先ほど言いましたように、年々利用者が減っておりまして、また、固定しているというところで、大勢の住民に対する福祉の面からどうなのかなという観点もございます。そういった中で入浴サービスにつきましては、改修費用等につきまして、小浴場の方だけなのですが、現在見積もり等をとりますと 43 万円程度の工事費がかかるということでございます。

先ほど言いましたように、維持管理につきましても、大小浴場を使用しますと年間 200万円以上の経費がかかっているということでございまして、今後福祉サービスの優先的なものを考えてどうなのかなと。今後検討していく余地があるのではないかと考えております。

また、統合してサービスが継続できるのかということでございますけれども、今までの人数で、先ほど言いましたように新しい事業がどんどん入ってきております。その事業をこなしていくためには、やはり、今でも健診とかそういったことをやるときに、保健センターの事業を実施する場合に、福祉センターの保健師さんの応援を得たりということをやっておりますので、これは今後は一体化していかないと事業もこなしていけないということでございます。

また、デイサービスの廃止についてでございますが、平成 12 年度の介護保険制度が導入されたときには、町のデイサービスと、あと町内ではなかったかと思うのです。やまなみ園ができて、やまなみ園でもデイサービスが始まったと。その後、町内にも 2 カ所できておりまして、近隣でも大分何カ所もデイサービスは実施しているということでございまして、今、デイサービスの方にかかわっている看護師さん等も、今後の新しい事業等に参加していただいて、そちらの方を業務分担していただくという観点からも、デイサービスの廃止ということで今検討しているということでございます。

議長(飯田 勲君) 町民生活課長木村克美君。

〔町民生活課長木村克美君登壇〕

町民生活課長(木村克美君) それでは、乳幼児医療費無料化につきましてお答えいたします。

昨年の法改正の中で、乳幼児に対する自己負担の軽減措置が盛り込まれておりまして、平成 20 年4月から議員がおっしゃるとおり、自己負担割合の軽減、つまり 2 割負担の対象年齢を 3 歳未満児から義務教育就学前まで拡大することになりました。この改正によりまして、マル福制度への影響を試算してみますと、平成 17 年度の実績でございますが、3 歳以上、義務教育就学前の受給者総数は 379 名おりまして、医療費の支給額が 505 万 7,000 円ほどとなっております。この数字を単純に1 割軽減されたと仮定いたしますと、168 万円ほどマル福の持ち出しが軽減されることになります。

また、所得制限撤廃の件でございますが、現在、所得オーバーにより非該当となった乳幼児の方は 70 名ほどございます。対象者が 667 名ほどおりまして、約1割の方が所得制限により非該当となっているような状況でございます。試算では、現在の助成、つまり4歳未満の外来自己負担金を助成いたしまして、なおかつ乳幼児の所得制限を撤廃した場合には、約 170 万円ほどの新たな財源が必要となると見込んでございます。

さらに、ここ最近の法改正によりまして、マル福への負担が増大しておりまして、例えば昨年の4月に施行されました障害者自立支援法では、今まで公費負担となっていました施設入所者の医療費につきまして、自己負担が生じることによりまして、マル福で負担するようになっております。また、昨年10月診療分から、70歳以上の一定以上所得者の負担割合が2割から3割になったために、高齢重度障害者のマル福受給者につきましては、1割の負担増になりまして、この分の負担で約50万円ほど。さらに、高額療養費の自己負担限度額の見直しによりまして、自己負担の増額分で約200万円ほど。それから、特定疾病にかかる高額療養費のうち、人工透析を受けているマル福受給者のうち、70歳未満の一定以上所得者の自己負担額が1万円から2万円に引き上げられまして、その分で25万円ほど。これらにつきましても、すべてマル福で負担するようになります。

以上のように、乳幼児の区分におきまして 160万円ほど軽減になりますが、マル福全体で見ますと 450万円ほど負担増となります。差し引き 280万円の負担増となることを見込んでおります。

先ほど高木議員がおっしゃった所得制限撤廃につきましても、昨年 10 月に龍ケ崎市が乳幼児の所得制限を撤廃しました。県内では、17 市町村が何らかの形で実施しております。また、神栖市のように、乳幼児の対象年齢を拡大して実施している市町村もございます。ただ、神栖市、潮来市、牛久市、さらに龍ケ崎市のいずれにつきましても、所得制限は撤廃しているものの、外来のときに外来自己負担金、入院のときには入院自己負担金が保護者負担となっております。受給者にとっては、所得制限を撤廃しまして自己負担金を助成する、これが一番でございますが、財政的には困難かと思われます。

助成の方法としましては、所得制限は撤廃するが自己負担は求めていくやり方と、利根町のように、所得制限はありますが自己負担は助成するやり方と、いずれかだと思われます。町としましては、現下の町の財政状況を考慮しますと、当面は最も医療費がかかる時期であります、現行の4歳未満の乳幼児の外来自己負担金の助成を行っていきたいと考えております。

議長(飯田 勲君) 12番高木洋子さん。

12番(高木洋子さん) ただいま課長の方からいろいろとご説明がありました。 統合の方ですけれども、入浴サービスも改修すると結構お金がかかると、この先どうなるかわからない、多分廃止になるであろうということですね。それから、デイサービスも廃止するということですけれども、この件につきましても、先ほど私言いましたが、民間事業者がふえたから、町のデイサービスでやっていたことを民間に任せたらいいんだ、そういうことは私は違うと思うのです。民間事業者を指導するのも行政の役割だと私は思っております。そういった意味でも、入浴サービスも廃止、デイサービスも廃止ということに関しては、本当に財源があればというお考えもあるかと思います。そこで、財源問題ですけれども、捻出をすればすべて解決をするのかなと思いまして、私の考え方をちょっと述べさせていただきたいと思います。

まず、財源を生み出すためには、談合による違約金を請求することだと思います。 現在、龍ケ崎地方塵芥処理組合のごみ焼却炉建設工事に当たりまして、公正取引委 員会が談合を認定しました。しかし、組合管理者は 13 億 6,200 万円の違約金の請 求をしておりません。損害賠償が成立しますと、利根町には約 4 億 4,000 万円が返 還されるのです。それと、税制改正によりまして、18 年度には町民税が 6,200 万 円の増収になりました。さらに、特別会計ではありますけれども、 5,000 万円強の 介護保険料が増収となります。そして、19 年度におきましては、町民税が定率減税、 これは完全に廃止がありますので、廃止の影響でまたまた 19 年度には大きく増収 となります。これらの増収分を財源にしまして、おふろを早急に修理して、これま での入浴サービスを継続させる。また、デイサービスを存続させることは可能だと 考えております。

最後に、以上の話を受けられまして、最後に町長の再度のご答弁を伺ってこの件 は終わりにしたいと思います。

それと、今度は乳幼児医療費の方です。事細かに課長には計算をしていただきました。しかし、出る方が多いから、プラスになる方が多いから、今の利根町では無理だと、そういうご答弁でした。

思い起こしますと、ちょうど4年と少し前になるかと思います。私たちは 2002年の9月議会に乳幼児医療費無料化の請願、800筆の署名を添えて提出いたしました。そして、8名の紹介議員のもと、議会で採択されたのは皆様の記憶にもあることだと思っております。そして、当時、町議でありました井原町長も、そのとき紹介議員として名前を連ねてくださったことを、私ははっきりと覚えております。安心して子育てをするには、乳幼児医療費の無料化も大切だと考えられてのことだと思います。以前と立場は違いますけれども、その子育て支援への思いを、ぜひ貫いていただきたいと強く願うものです。

それでは、最後に、本当に私に 16 年間の最後の締めくくりとして、町長より誠意ある子育て支援への思い、ご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(飯田 勲君) 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) 私もまだ素人なもので、よく高木議員の満足するようなお答えができるかどうかわかりませんけれども、お答えしたいと思います。

まず、第1点目の福祉の件ですけれども、私は、前々からこの職につきまして、いろいろ福祉というのは随分難しいなと思っております。どこまで福祉の手を行政で広げればいいのか、きりがないのです、はっきり言って。ですから、それを今検討してくれということで、各担当課に、あるいは職員にお願いしているところなのです。

それは、議員ご指摘のように、原因はきっと財政的な問題からくることが多いと思います。しかしながら、各市町村でも、そういった同じような福祉に対する思いがあると思うのです。利根町におきましても、今、話が出ていますように、デイサービス、確かにこれは今民間にと、今のところですが、そのように考えておりますけれども、当初の町の状況から見ますと、私から言わせれば、なぜ公的に先に手をつけたのかなと、もう少しじっくり考えてもらえればよかったのかなと、1回実行してそれを廃止するというのは、これだけいろいるな痛みも伴うし、いろいろな見が出てくるということで、私は、新たに事業を起すにつきましても、深く影響するものがどういうものなのかを、今、精査しながら今後は実施していきたいと思って、今やっているところでございます。それが、今の改革でございます。

その改革が、福祉、保健のサービスの低下になってはいけない。この保健センターと福祉センターが統合することによって、今まで見えなかった新たな事業が展開されていけば、私はこれはいいと思っているのですね。ですから、今までのものがいいということでお話されていると思うのですけれども、新たな改革によって生まれてくるものは、より今よりもいいものができれば、私はそれでいいと思っておりますので、その辺のご理解をいただきたいと思っております。

それは、私ども職員のスタッフのやる気であり、あるいはまた多くの民間のボランティアの皆さん方の意見を入れながら、よりよい方向でこれを改革し進めていかなければならない。それが私の基本的な考えでございます。

それから、乳幼児医療の無料化につきまして、これは議員ご指摘のように、医療ばかりではございませんけれども、乳幼児に対する、これからの次世代を担っていく人を、この町で生まれた人間を育てていく、はぐくむ、これは大変大切なことだと思います。しかしながら、現状の中で、以前からの乳幼児に対するいろいうお食は、利根町でも行ったかと思います。でもそれが人口が多くふえたために、少今度は、利根町でも行ったかと思います。でもそれが人口が多くふえたために、少今度は、利根町でも行ったかと思います。でもそれが人口があった。そしてまたして対づいていく中で、これが問題になってきているということでございましては表話いただきましたけれども、私は塵芥処理の件につきましてはお話できませんけれども、近々管理者といると、私は塵芥処理の件につきましては協議する予定になっています。請求するから、ご提案できないのが大変残念だなと思っているところでございます。

話はちょっとそれましたけれども、町で生まれた乳幼児に対するいろいろな行政上の問題は、私は大変重要だと思っていますけれども、今現在では、国に準じたのよりも少しプラスアルファする程度でご理解いただくしかないと思っております。現状のその苦しい状況をどうぞご賢察の上、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長(飯田 勲君) 高木洋子さんの質問が終わりました。 暫時休憩します。

午後2時52分休憩

午後3時05分開議

議長(飯田 勲君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 10番通告者、1番二瓶公男君。

〔1番二瓶公男君登壇〕

1番(二瓶公男君) 10番通告、1番席の二瓶でございます。

質問に入る前に、先日3月8日にご逝去されました、茨城県議会議員川口三郎先生の議員生活34年の数多くの功績、とりわけ若草大橋の開通に対する尽力に深く感謝の意を表しますとともに、哀悼の意を表します。安らかにお眠りくださいますよう、心からご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らさせていただきます。

まず初めに、若草大橋の道路につきまして質問いたします。

この質問は、高橋議員を初め3名の方が質問いたしておりますが、重ねて質問を させていただきます。

住民待望の若草大橋が開通いたしまして 11 カ月たちましたが、1日の車両の通行量は 700 から 800 台と、当初の計画を大幅に下回っているのが現状でございます。この主な要因は、橋までのアクセス道路の整備が未完成だということが、一番大きな要因ではないかと思われます。去る2月1日、龍ケ崎市、利根町、河内町の議員の懇親会が行われました。その席上で、龍ケ崎串田市長は、若草大橋のアクセス道路、いわゆる美浦栄線の早期開通が非常に大切だと、この重要性をお話しておりました。私も全く同感だと思います。

3月 10 日に圏央道の牛久、阿見までのインターチェンジも開通いたしました。この美浦栄線が開通いたしますれば、交通量も大幅にアップし、栄橋の交通緩和に大きな貢献をするのではないかと思います。またそれだけではなく、茨城県と千葉県の大動脈として経済効果も大いに期待されるものと思います。

また、その関係で2月9日の日に私が竜ケ崎土木事務所を訪ねまして、いわゆる アクセス道路、美浦栄線の土地の買収状況、それから、工事の進捗状況を担当課長 桑田さんだと思いましたが、を訪ね、そのお話を聞いてまいりました。

土地の買収につきましては、先ほどの答弁の中にもございましたが、90%終わっていると。県としてもこの美浦栄線は重点事業として位置づけていると。そして、未買収部分の地図を見せていただきました。その未買収部分 10%は、利根町に関する土地が結構大きなウエートを占めていることは、町長も多分ご存じだと思います。未買収部分に対しましては、飯田都市建設課長も答弁いたしましたが、強制執行も念頭に入れていることも、このときお聞きいたしました。町長は、惣新田共有地に関して、司法にゆだねるという発言をしておりましたが、この司法にゆだねるという手続はどのようなことをするのかどうか、再度お尋ねいたします。

この司法とは、強制執行も念頭に入れたものの考え方なのか。それとも、住民が訴訟を起して、そこに対して受けて立ったことをおっしゃっているのか。または、ほかのことを指しているのか、その辺を明確にお答えいただきたいと思います。

次に、入札にかかわる制度について質問させていただきます。

毎日のように、新聞紙上では不正入札、いわゆる首長の逮捕までいろいろな問題が出ております。これは、入札制度に一因しているのではないかと私は考えます。 利根町は現在、指名入札制度をとっております。 まず、一つ目お聞きいたしますが、指名業者の選定はどのようにしているのか。 また、どなたがするのか。それをお聞きいたします。

政府の方では、指名競争入札をできるだけ外して、一般競争入札、それから、電子入札に切りかえていこうということで、多分市町村まで指導しているのではないかと思いますが、これからそういうことを取り入れる考えがあるのかどうかも、あわせてお尋ねいたします。

それと、17年度、それから、18年度もほとんど入札は終わっていると思いますので、建設、土木事業の入札率と、一般の物品調達時の入札の、予定価格に対する最高額と最低額、これをお聞かせいただきたい。

3番目にコミュニティバスについて質問いたします。

先ほどご答弁がありましたが、19 年度の予算で 1,500 万円の予算が計上されております。18 年度は、今回の補正予算でそれが実行されなかったために繰り越しされているということになっておりますが、この運行に係る諸経費の算出について質問いたします。

運行経費、1日の便数、利用者数、運賃など、できるだけ詳しく詳細を教えていただきたい。

と言いますのは、町長はネットで 19 年の施政方針で、いわゆる行政評価をきちんとできるというようなことをお話しております。書いてありました。この基礎的なデータ、試算が行政評価の一番基礎になるのではないかと私は思います。そのようなことで、ぜひともできるだけ詳しくお聞かせをいただきたいと思います。

それと、現在までの進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長(飯田 勲君) 二瓶公男君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) 二瓶議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の若草大橋のアクセス道路についての共有地問題につきましては、 今、いろいろお話がございましたけれども、まさにいろいろな角度からの、提訴を 含めて司法の判断を仰ぐということでございます。

それから、今、このアクセス道路についての質問の中で下段の方が抜けておりましたけれども、私はこれを主体にちょっと考えをしてきたわけなので、質問はなかったのでこれはこのままにいたします。

次に、入札制度につきましては、現在、利根町の一般競争入札の導入につきましては、土木工事で 2 億円以上、建築工事で 3 億円以上のものが対象となっております。

総務省から、地方公共団体における入札契約の適正化、支援方策の概要というものが出ていまして、内容は、都道府県それから指定都市においては一定金額、1,000

万円以上は原則として一般競争入札によるものとして、その実施に向けて早急に取り組むものとされているところでございます。また、直ちに導入が困難な市町村におきましても、取り組む方針を定めまして、必要な条件を整えるということになっております。

利根町におきましても、今、いろいろ取り組んでいるところでございますので、 それから、落札率等につきまして、あるいは物品委託工事につきましての落札率に つきましても、担当課長の方から説明をさせたいと思います。

それから、コミュニティバスの件でございますが、先ほどもいろいろお話しましたけれども、特に諸経費に関して詳細にということでございますので、詳細に出ているかどうかはわかりませんけれども、これもまた担当課長の方から詳しくといいますか、今現在考えている、打ち合わせした内容についてお話させたいと思います。よろしくお願いします。

議長(飯田 勲君) 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長(秋山幸男君) それでは、お答え申し上げます。

先ほどご質問の中に、入札制度の中で最高額と最低額というお話がございました けれども、これにつきましては別途書類にてお伝えしたいと思います。

まず、入札制度のことにつきましては、今、町長が申し上げましたとおりでございます。平成 17 年度の土木工事と物品購入の落札価格、予定価格の平均ということでご質問がありましたので、それを申し上げたいと思います。

利根町の場合は、物品と土木工事と、もう一つ委託ということで三つになっておりまして、平成 17 年度につきましては、工事につきましては 23 件入札を行いまして、落札率は 97.38%になっております。委託につきましては 28 件でございまして 93.21%、物品につきましては 9 件ございまして 83.64%となっております。

その仕組みですけれども、平成 19 年度と 20 年度の指名を行います業者につきましては、2 月 1 日から 2 月 28 日までの間に指名参加願を提出していただきまして、これはやはり 2 年前も同じような手続をしまして、資格審査委員会を開催いたしまして指名をいたします名簿の方に登録を行います。その中で、工事によりましてその事業者の数が町の規則で決まっておりますので、その工事の費用によりまして、指名業者をその中から指名委員会で選定をするということになります。それで事業者の方に連絡をして、説明会をして入札をしていくということで落札業者を決めております。その結果の平均が先ほど申し上げましたとおりとなっております。

次に、コミュニティバスですけれども、現在の進捗状況というお話でしたが、状況につきましては、今議会の中でも少し触れた部分がありますのでご理解いただけたかと思うのですけれども、再度申し上げたいと思います。

まず、コミュニティバスにつきましては、できるだけ経費をかけない方針で運行 したいというようなことで、平成 18 年度進めていくということでございましたけ れども、昨年の 10 月の道路運送法の改正によりまして、一般乗合運送事業者だけが運行許可の申請ができるということになりました。当初は貸し切り運送事業者、町で前々からやっております町のバス、あるいは福祉センターのバスと同様に、貸し切り運送事業者の方にお願いをして運行したいと考えていたのですけれども、法改正によりまして、貸し切り事業者には委託できないということになりました。

そのようなことで、貸し切り事業者で運行するということでありますと、警察署、あるいは陸運支局、それから、一般の乗合運送事業者等を入れました、これに茨城県なども入るのですけれども、そういう事業者を構成委員といたしました地域協議会を設置して、一般乗合運送事業者がこの事業への参画の意思がないということ、そして、一般貸切運送事業者が一般乗合運送事業者の許可を受けて運行することに、その協議会の中で合意をいただくということが必要になったわけでございます。

このようなことから、当初予定しておった方向づけから大分方向が変わりましたので、その後、茨城県あるいは陸運支局等々と進め方の協議をしておったわけでございます。で、その方向性を検討してきたということでございます。

その後、一般貸切運送事業者の中で、一般乗合運送事業者の許可を得て運行するところがあるということがわかりましたので、当初経費をかけないで運行したいということがございましたので、新年度になってから運行事業を進めるということにしたわけでございます。

現在は、そのルートの検討、あるいは便数の検討などを行っているところでございます。今現在の中で申し上げますと、便数につきましては 7 便を予定しております。 7 便で今検討しているということでございます。

一番早い時間ですと、午前7時 20 分をスタートにいたしまして、竜ヶ崎駅の方に行きまして、またその帰りの便で往復をするということで、午前中が4便、午後が3便ということで検討しております。

運賃につきましては、昨年行いましたアンケートの結果で1乗車 100円というアンケート結果が出ておりますので、100円ということで予算計上したいということでございます。

19年度の予算の内訳というお話がありましたが、概数で申し上げます。コミュニティバス運行事業に係る経費の積算資料ということで概数を申し上げますと、人件費が 900万円、燃料費が 200万円、車両消費代が 100万円、車両減価償却費が約170万円、自動車税その他で 30万円、消費税を含めまして概数で 1,500万円という予算計上をしたものでございます。

運賃の収入ということですけれども、乗車人数によりまして変わってくるのですが、1日平均乗車数が60人といたしまして、365日のうち359日運行いたしますと、約220万円程度になるということでございます。このバスの運行につきまして補助事業もございますので、そういう事業についても活用をしたいと、そういう予定もしてございます。

ルートにつきましては、町内を 2 ルートに分けまして、先ほど町長からもお話があったと思うのですけれども、竜ヶ崎駅まで 30 分程度でつかないと利便性が保てないのではないかということもございまして、またその先、竜ヶ崎駅で龍ケ崎のコミュニティバスに乗りかえていただいて、その先の目的に行くということもございますので、そういうことも考慮いたしまして 30 分程度ということで、今検討をしているところでございます。

どこを通すかということもございますし、停留所の場所ですね、数も福祉センターの福祉バスと同じ場所に設置するのか、もう少し飛ばして間をあけて設置をするのかということも、ただいま検討しているということでございます。

距離数にしまして、7便で約 140 キロメートル程度の、今、こちらで検討している案では、約 140 キロメートル程度という行程でございます。

そのようなことで、詳細につきましては、ただいま検討している中の案を精査しまして進めていきたいと思っております。

議長(飯田 勲君) 1番二瓶公男君。

1番(二瓶公男君) それでは、2回目の質問に入らさせていただきます。

先ほどの惣新田、若草大橋へのアクセス道路について質問いたしましたが、もし強制執行まで待つということであれば、かなりの時間が費やされるということになると思います。高橋議員のときに、町長は、惣新田で開通できないのはというお話がありましたが、惣新田出身の町長ですから、一番いい形で早く解決されることを私は切に望むものです。これは、ただ単にアクセス道路ができるだけではなくて、地域の利根町に対する信頼性も、変なことをしますと失われる可能性がありますよ。そういうことを考えていただきまして、できるだけ早く話し合いをし、住民が何を望んでいるのか、何をすればいいのかを結論を出してあげて、解決をしていただきたく思います。

そのようなことでなければ、千葉県の方のアクセス道路、いわゆる北総線までの計画を入れていたといいましても、この道路ができないうちは、千葉県側に申し込むことはまず不可能でしょう。相手にしてくれないでしょう。そういうことを考えていただきまして、できるだけ早くできますように努力をしていただきたい。実は県の方も本当に早くやりたいと言っておりますので、ぜひともそれをお願いしたい。その辺で町長、積極的にかかわるのかどうか、再度お願いしたいと思います。

それと、入札制度について質問いたしますが、実は先ほど別々に教えてくださいと言いましたのは、談合の一番の問題は土木なのです。これ入札制度なのです。 2月のたしか 17日の朝日新聞に、余りにもことしになりまして、昨年からですが、いわゆる入札による汚職談合、しかも県の首長、市町村長の首長まで、多くの人が逮捕されいろいろな問題を起しているのです。そのためには、どうしても入札制度を変えていかなければならないと。

もう一つ、先ほど答弁の中に、金額によりまして指名参加の人数を決めると。ま

た金額によりまして工事の請負業者を選定すると。それは、資本金とか前の出来高とか、いろいろなものがあると思います。 1,000 万円以上はすべて指名競争入札しているということですが、先ほど一つちょっとお話をしましたが、指名参加、指名入札者、業者の選定はどなたがするのですかとお聞きしました。多分、その指名業者委員会みたいのがあるのではないかと思うのです。それは何人でやっていらっしゃるのか。町長がかかわっているのか。多分かかわっていないと思いますけれども、その辺もあわせてお尋ねいたします。

それと、17年度の入札で一番高かったのは 99.8 というのがありますよね。たしか 17年度。 99.39ですか、99.9 というのがあります。高い安いは別としても、この予定価格の算出は利根町独自でやっているのですか、職員が。それもお尋ねしたいと思います。

それと、もう一つ、コミュニティバスについてお尋ねいたしますが、るる詳しくご説明いただきましてまことにありがとうございます。このようなデータが基礎になりまして評価ができるわけです。何もなければ評価できませんから。これからの新規事業には、そういうものをきちんと皆さんに公表して、それで正しく評価していただきたい。事業の継続化、その効果をはっきりさせることが、これからの行政の責務だと思います。そういうことで一つお聞きしますが、いつごろ運行できますかどうか、お尋ねしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

議長(飯田 勲君) 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) 入札の件については、担当課長からお話したいと思います。この若草大橋からの延伸につきましては、町の発展に大きく関与していることから、もちろん私は積極的にかかわっていくつもりでおります。ですから、議会の方といたしましては、請願の方ですけれども、一応否決しておりますので、この否決したことに関していろいろと地元に入って、12日にもお話したけれども、いろいろ入っておりますので、なかなか私としても話をする機会がないということでございますので、土木ともお話をさせていただいておりますので、解決に向けて努力したいと思っております。

それから、千葉県側の件ですけれども、これは、もちろん具体的な計画は、私個人ではなくて県の方でももちろんこれはお話されていると思いますし、またお願いしていると思います。

私といたしましては、成田線の複々線化のときに印西市長やら本埜村の議長やら、あるいはまた栄町の町長とお会いする機会がありますので、そのときに何回かお話したことがあります。しかし、それは行政の話なのですけれども、もっと大切なことは、私は、地域に住む人間が交流を深めることが一番いいと思っているのですね。 栄町と利根町の住民が顔なじみにならないと、これは経済効果といいますか、交流 といいますか、橋そのものの利用が高まらないと思います。橋の現状を見ますと、今は朝夕の運動に歩いている橋になっておりますけれども、栄町の住民と利根町の住民とまだ一回も会合をしたことはございません。1人、2人は栄町の住民を私知っている方がおりますので、そういう話もしております。つまり、地元との交流を深めながら、その橋の経済効果について話し合う。つまり、千葉県側の住民もその必要性について、それぞれの各自治体にそういうお話をしていただかないと、私どもの方で、上からただ単に首長同士で話をしたのでは、どうもその辺が盛り上がりがないということで、今そういうことで考えているところでございます。考えていてもこれはしようがありませんので、実行すべく努力していきたいと考えております。

以下、細かい点につきましては、先ほどお話申し上げましたように、課長から答 弁させます。

議長(飯田 勲君) 暫時休憩します。

午後3時37分休憩

午後3時38分開議

議長(飯田 勲君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長(秋山幸男君) それでは、お答え申し上げます。

指名委員会の構成委員というお話でございましたけれども、構成委員は、ただいまの町の規則ですと6人ということで、助役を委員長ということで6名の委員で指名委員会を開催しております。

設計につきましては、土木工事等の設計につきましては、それぞれの担当課で工事等の単価等を積算するシステムがございまして、そのシステムを活用いたしまして各担当課で設計金額の方の設計は行っております。

それ以外の、例えば下水道であれば、下水道の管の管渠をどのような形で敷設していくかということにつきましては、委託をいたしまして設計をお願いしてございます。

道路関係につきましては、担当課の方で測量等を行ってございまして、担当課の方でも積算をしております。

コミュニティバスの運行の時期ということでございますけれども、できるだけ早い時期に運行したいと考えてございますが、陸運支局等の許可等の問題もございま すので、最低 3 カ月程度はかかるのではないかと思います。

議長(飯田 勲君) 1番二瓶公男君。

1番(二瓶公男君) それでは、最後の3回目の質問に入らさせていただきます。 若草大橋のアクセス道路につきましては、町長がこれから一生懸命やるというお 話をいただきましたので、期待しております。

実は、工事の方は龍ケ崎市の方は始まっております。土盛りをして地盤改良も始めております。できるだけ早く開通にこぎつけていただきたいと思います。

それから、入札制度について質問いたしますが、指名競争入札の一番の悪いところというのは、業者を絞り込んでしまうというところにあるわけです。これが決まっているから、 1,000 万円以上だったら 5 業者だとか 3 業者だとか、 200 万円以上だとか決まっているからそうだというのですが、この新聞では、各市町村に、一般競争入札、金額にかかわらず業者を絞り込むのはできるだけよしなさいと指示が来ているのではないですか。

先ほど高木議員の方から、塵芥処理組合の工事の件につきまして入札の損害賠償の話が出ましたが、そういうふうに工事の業者を選定して絞り込んでしまうために、高い入札率で落ちるのでないですか。

利根町も、先ほど申しましたように、一番高いものは 99.9%ですよ。これはどうとか、何々とか私は言いませんよ。言わないけれども、この予定価格はどうやって出したんだか聞きたいです。次が 99.39%ですよ。一般的に考えまして 99.9%とか 99.35%とか、99点何パーセントなんていう入札はあり得るのかと思う。ですから、何としても早期に、これは町長の決断でできるのですから、一般競争入札は。できるだけ取り入れようと、入札参加者の幅を広げようと。 5 人とか 6 人で選定されればそういう問題が起きるわけだから、10 人とか 15 人、20 件ならばできないわけです。もちろん地場産業の発展のためには、いろいろな問題がそこにあるかもしれないです。私はそれはよくわかります。しかし、財政難だからこそ厳しく査定すべきだと思うのです。

多分先ほど申しましたのは、我々やったら赤本だと言った積算表に基づいて多分算出しているのでしょう。細かいものは1工区幾らとか、何々幾らとか。ですから、その価格は市場価格にマッチしていないところも随分あるのですよ。実際その本に書いてある価格は。そういうことで、ぜひとも、もし指名競争入札でなくても、金額にかかわらずある程度の業者の絞り込みはしないで、できるだけ多くするということをとっていただくだけで、少なくても何千万円か今現在よりも浮くのではないかと思います。その辺をもう一度ご答弁願いたいと思います。

それと、バスの運行に関しましては、それはいろいろな問題がありまして、3カ月ぐらいかかるのではないかというお話を聞きました。一番これからの新しい事業をやるためには、こういう細かいデータをきちっと持って、それを公開して、例えばこのバスでしたら、もちろん年間 220万円の収入、運賃が入ると、損益分岐点がどこにあるのか、どれだけ一般会計から持ち出すのかということをきちんと計算して、それでそれを毎年毎年評価していくという制度を取り入れていくべきだと思います。そういうことが開かれた行政であるわけだから、今後の新規事業に関しては、ぜひともそういうものをはっきり取り入れていただきたい。そのつもりがあるかど

うかも、あわせてお聞きいたします。

そういうことで、3回目の質問を終わらせていただきます。

議長(飯田 勲君) 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) まず、若草大橋の件ですけれども、買収が9割近くいっていると。ですから、この沼地の問題といいますか、共有地の問題が解決すればすぐ供用開始できるのではないか、通行できるのでははないかというお話かと思いますけれども、まず、道路が解決しても、新利根川に橋をかけなければなりませんので、あの事業も結構かかると思うのです。ですから、それにあわせて開通させれば私はいいのかなと。ですから、少し時間はあると思っていますので、部分ではなくて 408号まで一気に開通できればいいなと思っておりますので、私もその辺について努力していきたいと思っております。

それから、入札の件ですけれども、99.9%ですか、こういうこともあり得るのかなと、私は思っているのですよ。今のいろいろな設計する中では、今はすべてコンピューターに入っていますから、10 社が 10 社、2 社が2 社、全部同じ金額だと思います。こちらの設計どおりの金額が出ると思います。向こうでも資料はありますから。ただ、そこで幾ら落とすかということが問題であって、あとは、工事の内容で落とし切れない場合もあると思うのです。

先ほど塵芥処理の話が出ましたけれども、これは事業内容が特定していると思うのです。ですから塵芥処理の問題につきましては業者が少なくなってしまう。ですからそういう談合といいますか、そういう問題がどうしても持ち上がる、目につきやすいということだろうと思っております。これらにつきましてもいろいろな財源の問題、高木議員の方から出ましたけれども、逆に賠償請求して 10 年も 20 年もかかって裁判費用をかけて、それが勝つかどうかは、これはわかりません。絶対に負けないように一生懸命やってくると思います。その辺の判断というのは、また別な角度からしていただかなければならないと、私は思っております。

そういうところで、この入札の件につきましては、極力国のそういった方針に基づいて、一般競争入札に向けて取り組みをしていきたいと思っております。また、残念ながら利根町で余り大きな事業が今後起きてきませんので、さっき議員がおっしゃるように、やはり地場産業の育成をも考えると、ぱっと踏み切るというわけにはなかなかいかないという感じがいたします。

新規事業につきましては、事前にというお話だと思いますけれども、事前にお話するのもいいのですが、やはり内部でもいろいる陸運事務所等の関係がありますので、特に今回は上位法が改正になったということですので、これは一般の町民の方と議論しても仕方がありませんので、この辺の許可の問題も含めて、役場の方で事務をとっていただいているということでございます。もう少し煮詰まってきましたら、もちろんこれは公表するつもりであります。今、課長が言いましたように、3

カ月ぐらいかかるだろうというお話がございましたが、その前にある程度の方向性は見出して、それで住民の皆さん方にこれを公表したいと思っておりますので、ご理解をいただきますようにお願いしたいと思います。

議長(飯田 勲君) 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長(秋山幸男君) ちょっと補則して説明申し上げたいと思います。 先ほど二瓶議員から、事業評価をするかというお話がありましたけれども、これ は、前々からお話は出ていたと思うのですけれども、平成 18 年度の決算から事業

評価を取り入れまして、行っている事業についてきちっと評価をしまして、必要なもの、それから、目的を達成したものとか種別を決めまして、それも今後進めていく事業になるわけですけれども、その辺はきちっと評価した上でやっていく予定でおりますので、ご了解いただきたいと思います。

議長(飯田 勲君) 二瓶公男君の質問が終わりました。

ここで、6番坂本啓次君から発言を求められております。これを許します。

6番坂本啓次君。

〔6番坂本啓次君登壇〕

6番(坂本啓次君) 6番通告で一般質問をしました坂本(啓)でございます。 先ほど私の一般質問の中で「ばか」という言葉を何度か発言いたしましたが、ふ さわしくない言動でありました。この場でおわびをするとともに、取り消しをさせ ていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

休会の件

議長(飯田 勲君) 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす3月15日から3月21日までの7日間は、議案調査及び委員会審査のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(飯田 勲君) 異議なしと認めます。したがって、あす3月 15 日から3月 21 日までの7日間は、議案調査及び委員会審査のため休会とすることに決定いたしました。

議長(飯田 勲君) 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は、3月22日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

午後3時55分散会